

第3期一宮町子ども・子育て支援事業計画

～ 緑と海と太陽と みんなで育てる未来の子 ～

(素案)

令和7年1月

一 宮 町

目 次

第1章	計画の策定にあたって.....	1
1	計画策定の背景と目的.....	1
2	計画の位置付け.....	1
3	計画の期間.....	2
4	計画の策定体制.....	3
第2章	一宮町の現状.....	4
1	人口・世帯等の状況.....	4
2	教育・保育事業の状況.....	9
3	地域子ども・子育て支援事業の状況.....	14
4	成育医療等に関する状況.....	19
5	ニーズ調査結果による町の子育て環境への意識.....	21
第3章	計画の基本的な考え方.....	25
1	基本理念.....	25
2	基本目標.....	26
3	児童人口の推計.....	27
4	施策体系.....	28
第4章	施策の展開.....	29
基本目標1	地域における子育ての支援.....	29
1	子育て支援サービスの充実.....	30
2	子育て支援活動の促進.....	32
3	児童の健全育成.....	32
4	経済的支援の充実.....	34
基本目標2	親子の健康の確保及び増進.....	36
1	こどもや母親の健康の確保.....	37
2	食育の推進.....	41
3	思春期保健対策の充実.....	42
基本目標3	こどものための教育環境の整備.....	43
1	学校における生きる力の育成.....	44
2	家庭や地域の教育力の向上.....	50

基本目標 4	安全で安心な子育て環境の整備.....	51
1	こどもの安全の確保.....	52
2	公共施設等の整備.....	54
基本目標 5	家庭に対するきめ細やかな支援の充実.....	55
1	子育て家庭の包括的な支援.....	56
2	児童虐待防止対策の強化.....	56
3	ひとり親家庭の自立支援.....	57
4	障害児等施策の推進.....	58
5	こどもの貧困対策の推進.....	59
6	外国につながるこどもへの支援・配慮.....	59
第5章	教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業.....	60
1	基本的考え方.....	60
2	教育・保育事業の「量の見込み」及び「確保方策」.....	61
3	地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」.....	63
第6章	成育医療に関する指標.....	70
1	乳幼児健康診査問診票による指標.....	70
2	産後の支援に関する指標.....	70
第7章	計画の推進.....	71
1	こどもの育ちと子育てを応援する意識の共有.....	71
2	推進体制.....	71
3	進行管理.....	71
資料編	72
1	一宮町子ども・子育て会議条例.....	72
2	一宮町子ども・子育て会議委員名簿.....	72
3	策定経過.....	72

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

一宮町では、令和2年3月に「緑と海と太陽と みんなで育てる未来の子」を基本理念として、「第2期一宮町子ども・子育て支援事業計画（以下、「第2期計画」といいます。）」を策定し、総合的に子育て支援を進めてきました。

令和4年3月に策定した「第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、子育て支援拠点の環境改善に取り組むとともに、令和6年7月からは放課後児童健全育成事業（学童保育わんぱくクラブ）において民間の活用を進めています。

国では、令和4年の児童福祉法の改正により、こども家庭センターの設置、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ることになりました。

令和6年の「子ども・子育て支援法」及び「基本指針」改正では、ライフステージを通じた経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯への支援の拡充、共働き・共育ての推進、ヤングケアラーへの支援を進めることになりました。

また、令和6年の「次世代育成支援対策推進法」の改正により、令和17年3月までの期間が延長されることになりました。

「第2期一宮町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度で終了するとともに、これらの取組に対応するため、新たに「第3期一宮町子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」といいます。）」を策定するものです。

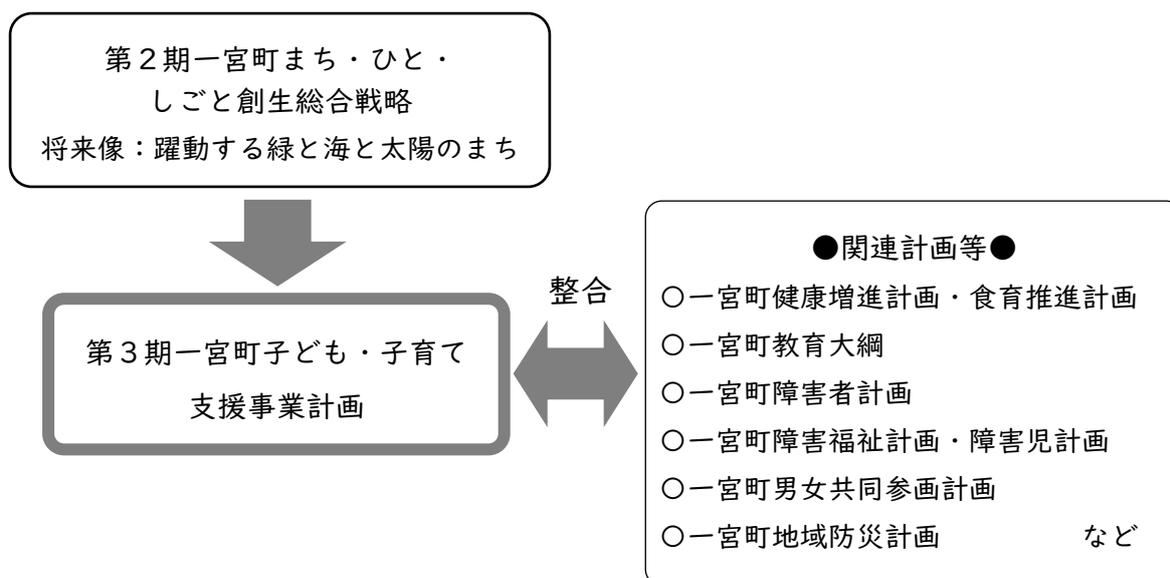
2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に基づく「市町村行動計画」を含む計画として策定します。

また、本計画から、成育基本法（平成30年法律104号）及び成育医療等基本方針（令和5年）を踏まえた計画として策定します。

本計画は、「第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進するための部門別計画であり、関連計画との整合性を図り推進します。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年計画であり、最終年度の令和11年度において計画を見直し、次期計画を策定します。

なお、社会状況の変化や制度変更に応じて見直しを行います。

■計画の期間

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
計画期間	第3期計画									
					見直し ・策定	次期計画				

4 計画の策定体制

(1) 検討組織

①一宮町子ども・子育て会議の開催

学識経験者、こどもの保護者、子育て支援従事者等により「一宮町子ども・子育て会議」を開催し、計画案の検討を行いました。

(2) 住民意向の把握

①一宮町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の実施

就学前のこどものいる世帯、小学校児童のいる世帯の子育てに関連する意向を把握するため、令和5年度に「子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」を実施しました。

②パブリックコメントの実施

本計画（素案）について、広く住民から意見を募集するため、令和7年1月14日から令和7年1月27日に、パブリックコメントを実施します。

第2章 一宮町の現状

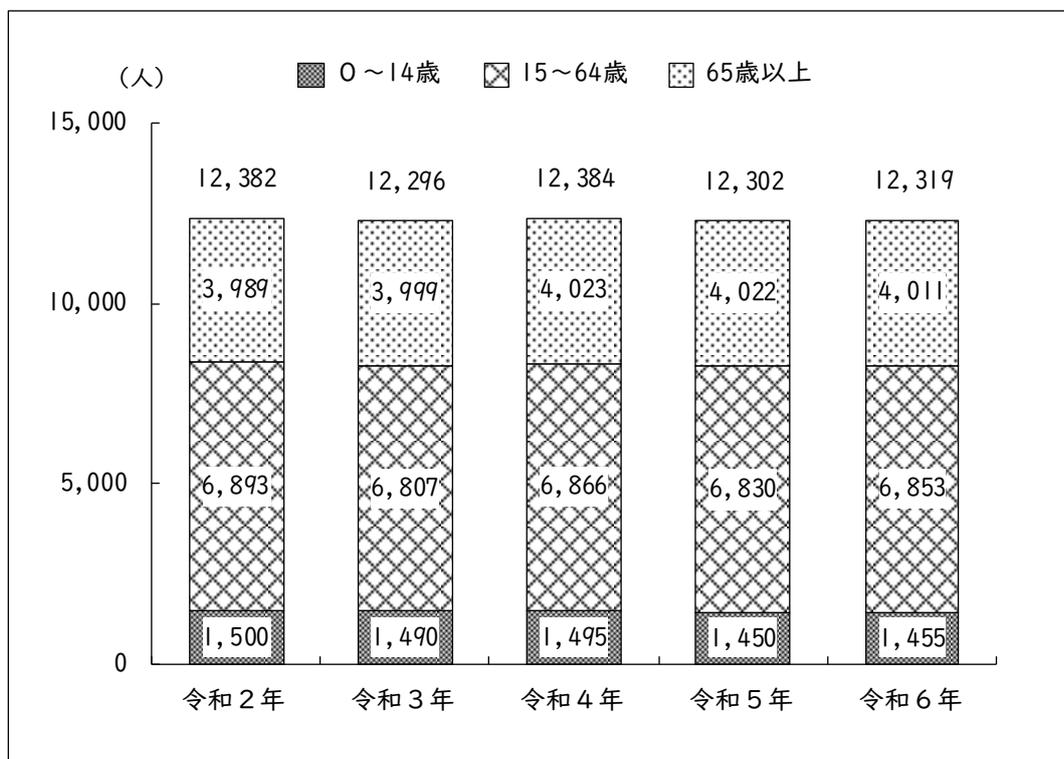
1 人口・世帯等の状況

(1) 総人口・年齢3区分別人口

一宮町の総人口は、令和2年以降、12,300人前後で推移しています。

年齢3区分別人口は、令和2年以降、0歳から14歳人口は1,500人からやや減少傾向にありますが、15歳から64歳人口は6,800人台、65歳以上人口は4,000人前後で推移しています。

総人口・年齢3区分別人口の推移



注) 各年4月1日現在

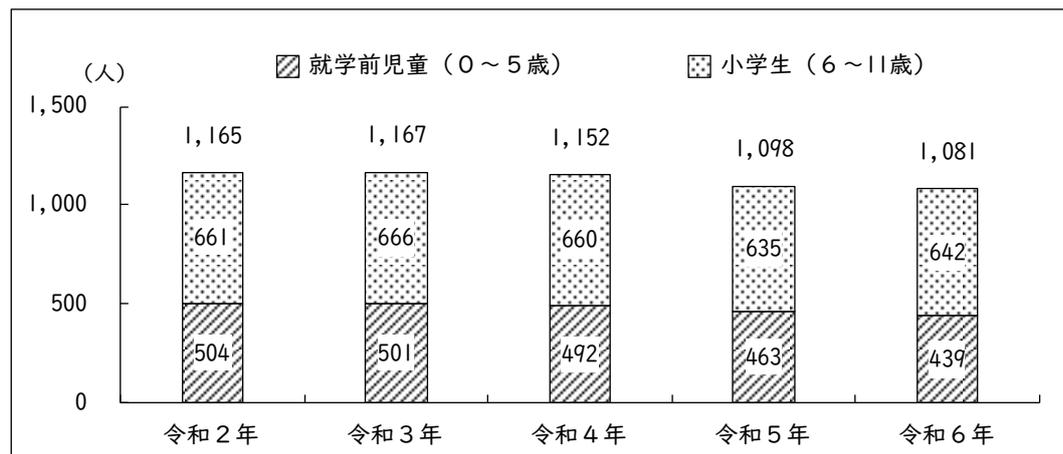
資料: 住民基本台帳人口

(2) 就学前児童人口、小学生児童人口

①就学前児童（0歳から5歳）人口、小学生児童（6歳から11歳）人口の推移

就学前児童（0歳から5歳）人口は、令和2年の504人から令和6年の439人へと65人の減少となっています。小学生児童（6歳から11歳）人口は、令和2年の661人から令和6年の642人へと19人の減少となっています。

就学前児童（0歳から5歳）人口、小学生児童（6歳から11歳）人口の推移



注) 各年4月1日現在

資料：住民基本台帳人口

就学前児童（0歳から5歳）人口、小学生児童（6歳から11歳）人口の推移 単位：人

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	50	68	76	49	52
1歳	84	55	70	79	54
2歳	93	89	62	72	85
3歳	89	94	90	66	84
4歳	99	93	100	93	68
5歳	89	102	94	104	96
0歳～5歳計	504	501	492	463	439
6歳	113	95	107	94	110
7歳	90	115	98	109	96
8歳	113	94	114	98	110
9歳	124	114	96	118	103
10歳	120	127	116	100	121
11歳	101	121	129	116	102
6歳～11歳計	661	666	660	635	642
合計	1,165	1,167	1,152	1,098	1,081

注) 各年4月1日現在

資料：住民基本台帳人口

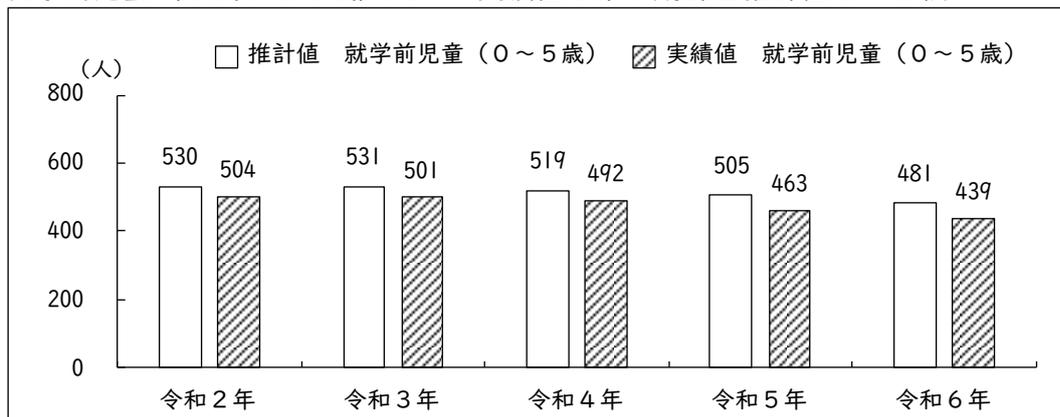
②実績値と第2期計画推計値との比較

第2期計画における0歳から11歳の推計値と実績値の状況は、就学前児童（0歳から5歳）では、令和2年以降、各年とも実績値が推計値を下回っています。

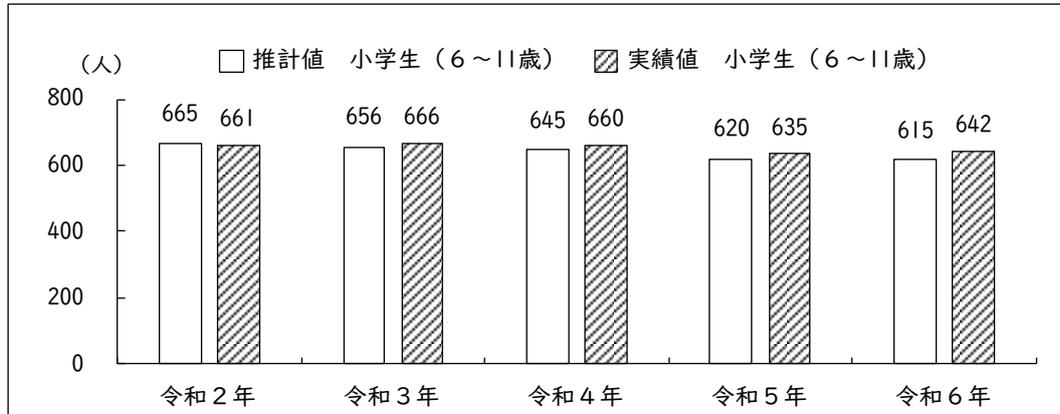
小学生児童（6歳から11歳）では、令和2年では実績値が推計値を下回りましたが、令和3年以降は実績値が推計値を上回っています。

0歳から11歳の合計では、令和2年以降、実績値が推計値を下回っています。

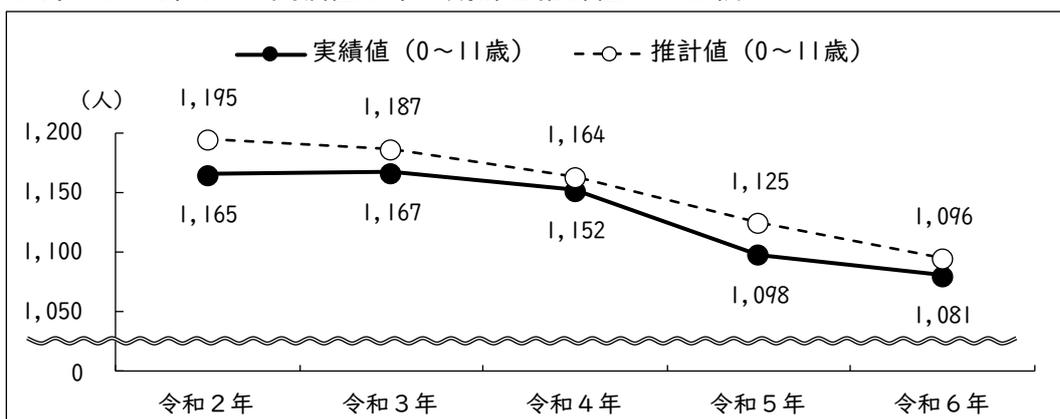
就学前児童（0歳から5歳）人口の実績値と第2期計画推計値との比較



小学生児童（6歳から11歳）人口の実績値と第2期計画推計値との比較



0歳から11歳人口の実績値と第2期計画推計値との比較

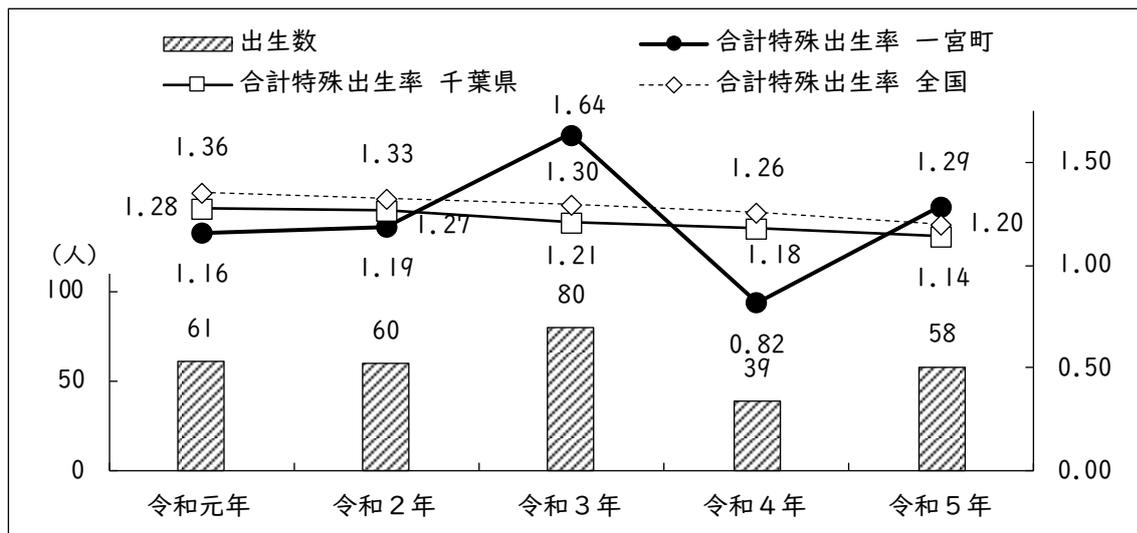


(3) 出生数・合計特殊出生率

出生数は、令和4年は39人に減少したものの、令和5年は58人に増加しています。

合計特殊出生率（15歳から49歳の女性の年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの）は、令和4年では0.82に低下しましたが、令和5年は1.29となり全国、千葉県を上回っています。

出生数・合計特殊出生率の推移

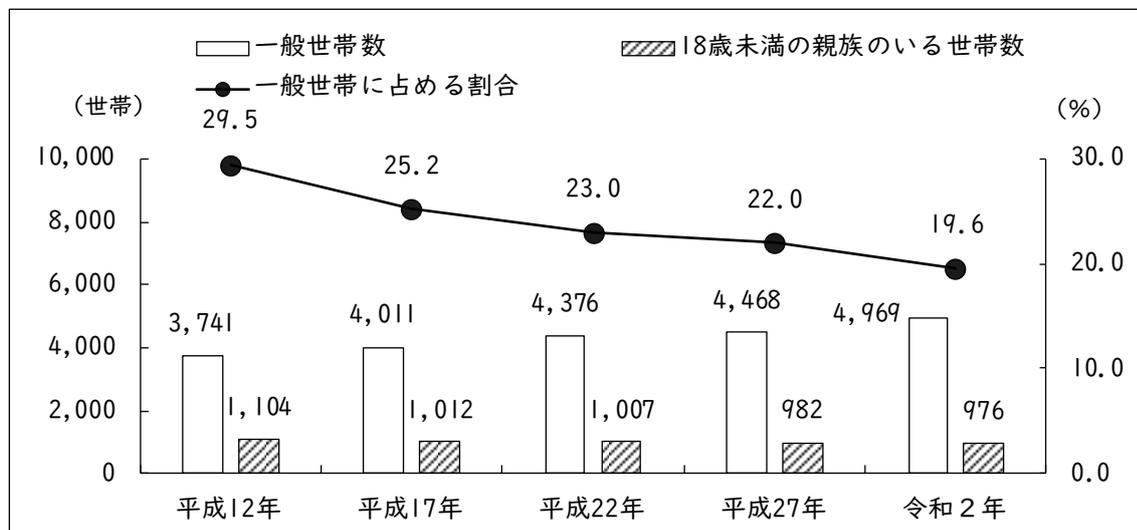


資料：人口動態統計

(4) 18歳未満の親族がいる一般世帯

18歳未満の親族がいる一般世帯数は、令和2年で976世帯であり、一般世帯に占める割合は19.6%とともに減少傾向にあります。

18歳未満の親族がいる一般世帯の推移



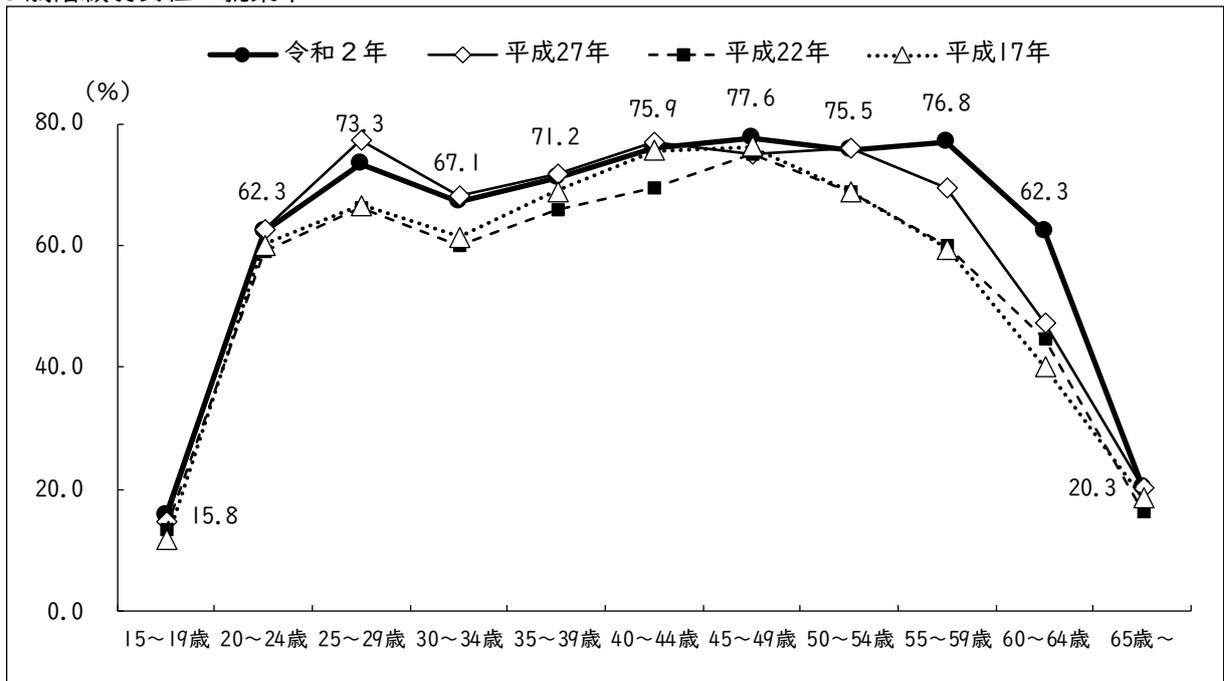
資料：国勢調査

(5) 女性の就業率

一宮町の女性の就業率は、令和2年の25歳から29歳で平成27年よりもやや低下していますが、55歳から59歳、60歳から64歳では平成27年よりも上昇しています。

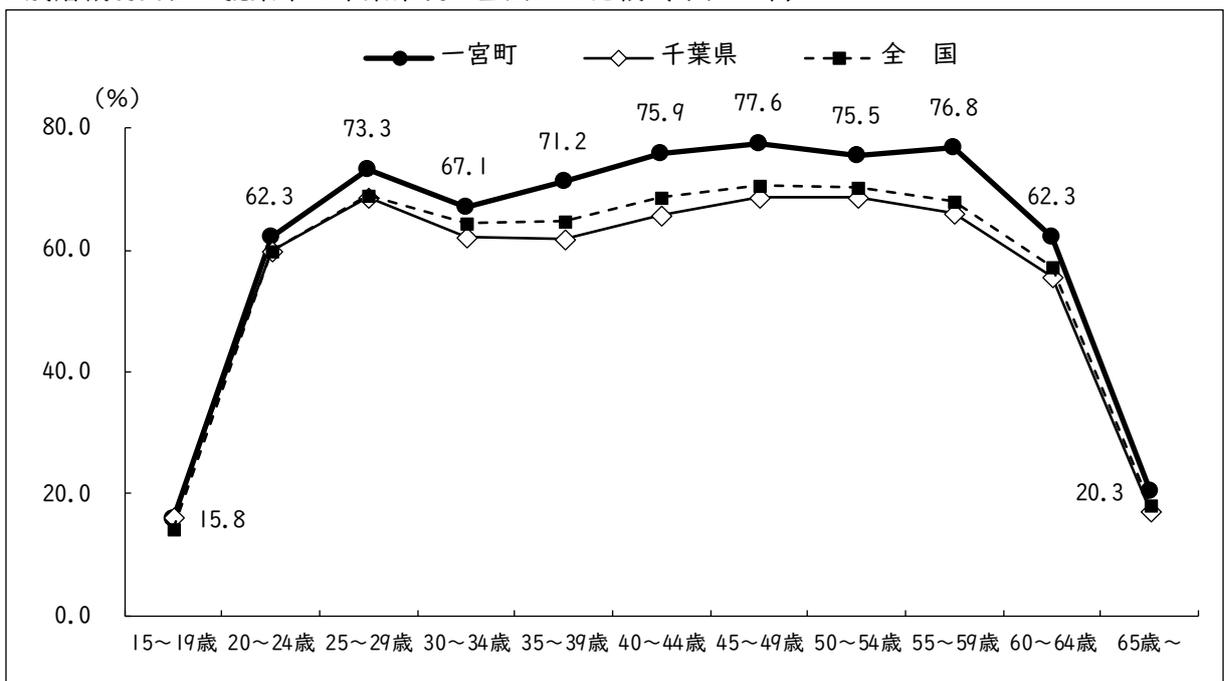
また、令和2年の就業率は、各年齢階級とも、千葉県、全国を上回っています。

5歳階級別女性の就業率



資料：国勢調査

5歳階級別女性の就業率の千葉県及び全国との比較（令和2年）



資料：国勢調査

2 教育・保育事業の状況

(1) 教育・保育事業の利用・提供状況

①保育所（園）及び認定こども園の利用児童数

令和6年4月1日現在、町内の教育・保育事業施設は4施設であり、利用児童数は321人で減少傾向となっています。

保育所（園）及び認定こども園の利用児童数の推移

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
いちのみや保育所(公立)	88	85	79	73	65
愛光保育園（私立）	74	75	75	68	69
東浪見こども園 （私立・認定こども園）	71	69	59	62	56
一宮どろんこ保育園 （私立・認定こども園）	133	143	138	142	131
合 計	366	372	351	345	321

注) 各年度4月1日現在

資料：子育て支援課

②町内教育・保育施設の認定区分別定員数

令和6年4月1日現在、町内の教育・保育施設の定員数は、3歳児以上で認定こども園の幼稚部利用の「1号認定」が35人、3歳児以上で保育所（園）、認定こども園の保育部利用の「2号認定」が247人、0歳から2歳児で保育所（園）、認定こども園の保育部利用の「3号認定」が133人であり、合計415人となっています。

町内教育・保育施設の認定区分別定員数

単位：人

区 分	いちのみや 保育所 (公立)	愛光保育園 (私立)	東浪見 こども園 (私立・認定こども園)	一宮 どろんこ保育園 (私立・認定こども園)	合 計
1号認定(3歳児以上)	—	—	15	20	35
2号認定(3歳児以上)	65	50	42	90	247
3号認定(0~2歳児)	20	30	23	60	133
合 計	85	80	80	170	415

注) 各年度4月1日現在

資料：子育て支援課

【認定の区分】

1号認定	3歳児以上（教育のみ：認定こども園、幼稚園等を利用）
2号認定	3歳児以上（保育の必要性あり：保育所（園）、認定こども園、認可外保育施設等を利用）
3号認定	0～2歳児（保育の必要性あり：保育所（園）を利用）

【参考】令和6年4月1日現在の町内教育・保育施設ごとの年齢別定員数 単位：人

区 分		いちのみや 保育所 (公立)	愛光保育園 (私立)	東浪見 こども園 (私立・認定こども園)	一宮 どろんこ保育園 (私立・認定こども園)	合 計
0歳児（3号）		3	6	4	12	25
1歳児（3号）		5	10	7	24	46
2歳児（3号）		12	14	12	24	62
3歳児	1号	0	0	5	6	11
	2号	20	16	13	30	79
	計	20	16	18	36	90
4歳児	1号	0	0	5	7	12
	2号	20	17	14	30	81
	計	20	17	19	37	93
5歳児	1号	0	0	5	7	12
	2号	25	17	15	30	87
	計	25	17	20	37	99
合 計		85	80	80	170	415

注) 各年度4月1日現在

資料：子育て支援課

(2) 教育・保育事業の計画値と実績値の比較

3歳児以上の1号認定の幼稚部の利用は、令和6年度の「見込量」は計画値よりも実績値が上回りましたが、「提供量」が計画値と同数を実績値で確保できたため、不足は生じていません。

また、3歳児以上の2号認定での幼稚部の利用希望は、計画値では2人から3人を見込んでいましたが、令和2年度以降において利用実績はありません。

3歳児以上の1号認定等（短時間保育児童）の計画値と実績値の比較

単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①見込量	計画値	17	19	18	18	16	
	実績値	18	17	17	25	26	
	1号認定	計画値	15	16	15	15	14
		実績値	18	17	17	25	26
	2号認定 (幼稚園 利用希望)	計画値	2	3	3	3	2
		実績値	0	0	0	0	0
②提供量	計画値	35	35	35	35	35	
	実績値	35	35	35	35	35	
差(②-①)	計画値	18	16	17	17	19	
	実績値	17	18	18	10	9	

資料：子育て支援課

2号認定（3歳児以上）及び3号認定（0歳児～2歳児）の保育所等の利用では、令和2年度以降、「見込量」はいずれも計画値よりも実績値が下回っています。

また、「提供量」は計画値と同数を実績値で確保できているため、利用にあたっての不足は生じていません。

2号認定、3号認定（長時間保育児童）の計画値と実績値の比較

単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①見込量	計画値	373	376	368	359	341	
	実績値	349	355	334	320	295	
	2号認定 （3歳児以上） （保育所等利用希望）	計画値	218	231	228	223	210
		実績値	232	244	245	217	199
	3号認定 （0歳児）	計画値	40	39	38	36	35
		実績値	5	11	9	7	5
	3号認定 （1～2歳児）	計画値	115	106	102	100	96
		実績値	112	100	80	96	91
		うち1歳	48	25	44	43	31
		うち2歳	64	75	36	53	60
②提供量	計画値	380	380	380	380	380	
	実績値	380	380	380	380	380	
	2号認定 （3歳児以上） （保育所等利用希望）	計画値	247	247	247	247	247
		実績値	247	247	247	247	247
	3号認定 （0歳児）	計画値	25	25	25	25	25
		実績値	25	25	25	25	25
	3号認定 （1～2歳児）	計画値	108	108	108	108	108
		実績値	108	108	108	108	108
	差（②－①）	計画値	7	4	12	21	39
		実績値	31	25	46	60	85

資料：子育て支援課

(3) 教育・保育事業の管外利用及び管外児童の管内利用

管内児童の管外利用は、近年では令和6年度で2号認定（3歳児以上）の1人となっています。

一方、管外児童の管内利用は、令和2年度以降は10人以下で推移し、令和6年度は2号認定（3歳児以上）で2人、3号認定（0歳児～2歳児）で2人、合計4人の利用となっています。

管内児童の管外利用の推移

単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	3歳児以上	0	0	0	0	0
2号認定	3歳児以上	0	0	0	0	1
3号認定	0～2歳児	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	1

注) 各年度4月1日現在

資料：子育て支援課

管外児童の管内利用の推移

単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	3歳児以上	7	4	2	0	1
2号認定	3歳児以上	2	0	1	0	2
3号認定	0～2歳児	0	1	1	0	2
合 計		9	5	4	0	5

注) 各年度4月1日現在

資料：子育て支援課

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業は、こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行うもので、一宮町では保健センターにおいて実施しています。

利用者支援事業の計画値と実績値の比較

単位：か所

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込	母子 保健型	計画値	0				
		実績値	0				
確保 方策	母子 保健型	計画値	0				
		実績値	0				

資料：福祉健康課

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業（延長保育事業）は、認定こども園、保育所（園）等で、保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を実施するものです。

一宮町では町内3施設で実施し、利用登録者数は20人台で推移しています。

令和2年度から令和4年度では、「量の見込」の計画値を上回る「実績値」となりましたが、各施設で必要な量を確保し対応しました。

時間外保育事業（延長保育事業）の計画値と実績値の比較

単位：人／月

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込	計画値	90	90	88	86	82
	実績値	255	161	92	82	-
確保 方策	計画値	90	90	88	86	82
	実績値	255	161	92	82	-

資料：子育て支援課

◆延長保育利用登録者数の推移

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用登録者数	27	24	21	22	-

注) 各年度3月31日現在

資料：子育て支援課

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育わんぱくクラブ）

放課後児童健全育成事業（学童保育わんぱくクラブ）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

一宮町では、令和6年度は5か所（3か所：一宮小学校3か所、東浪見小学校2か所）で実施しており、長期休業期間（夏季、冬季及び学年末休業日）は、一宮第3及び東浪見第2を開設し対応しています。

なお、令和5年度は定員数を上回る利用となったため、令和6年度では定員数を増加し対応しています。

放課後児童健全育成事業（学童保育わんぱくクラブ）の計画値と実績値の比較 単位：人／週

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込	計画値	188	186	191	196	209	
	実績値	221	164	159	178	167	
	1年生	計画値	52	43	51	53	60
		実績値	54	42	47	45	47
	2年生	計画値	33	48	40	48	50
		実績値	41	41	41	56	43
	3年生	計画値	40	28	41	34	41
		実績値	50	31	30	31	44
	4年生	計画値	35	31	22	32	27
		実績値	41	24	25	26	17
	5年生	計画値	18	23	20	14	20
		実績値	23	17	6	17	11
	6年生	計画値	10	13	17	15	11
		実績値	12	9	10	3	5
確保方策	実施 か所数	計画値	5	5	4	4	5
		実績値	5	5	4	4	5
	定員数	計画値	210	200	160	160	225
		実績値	221	164	159	178	167

注) 各年度4月1日現在

資料：子育て支援課

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業）

乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業）は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

福祉健康課の保健師が訪問し、全数を把握しています。

乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業）の計画値と実績値の比較 単位：人／年

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	計画値	73	71	69	66	64
	実績値	56	76	44	51	—
確保 方 策	実施体制	計画値	福祉健康課保健師による訪問			
		実績値	福祉健康課保健師による訪問			
	実施機関	計画値	一宮町			
		実績値	一宮町			
	委託団体	計画値	なし			
		実績値	なし			

資料：福祉健康課

(5) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

一宮町では、町内の3施設（愛光保育園、東浪見こども園、一宮どろんこ保育園）で実施しています。

各年度とも「量の見込」の計画値よりも実績値は少なく、令和3年度、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。

地域子育て支援拠点事業の計画値と実績値の比較 単位：人日／年

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込	計画値	1,283	1,201	1,160	1,124	1,088	
	実績値	663	239	389	553	—	
確保 方 策	実施 か所数	計画値	3か所	3か所	3か所	3か所	
		実績値	3か所	3か所	3か所	3か所	
	確保量	計画値	1,283	1,201	1,160	1,124	1,088
		実績値	1,283	1,201	1,160	1,124	1,088

資料：子育て支援課

(6) 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、認定こども園、保育所（園）で一時的に預かる事業です。

一宮町では、町内の4施設で実施し、利用登録者数は20人前後で推移しており、各年度とも「量の見込」の計画値よりも実績値は少なくなっています。

保育所（園）その他の場所での一時預かり（幼稚園型以外）の計画値と実績値の比較 単位：人日／年

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込	計画値	965	1,012	997	972	916	
	実績値	191	213	189	242	—	
確保 方策	一時預か り事業	計画値	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
		実績値	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120

資料：子育て支援課

◆一時預かり事業（一時保育事業）利用者数の推移 単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用登録者数	22	30	47	48	—

注）各年度末現在

資料：子育て支援課

(7) 病児保育事業

病児保育事業は、病児を病院等の専用スペースなどで看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

一宮町内に実施施設はなく、町外の2施設（白子町：酒井医院、いすみ市：外房こどもクリニック）と委託契約し実施しており、各年度とも「量の見込」の計画値よりも実績値は少なくなっていますが、令和4年度はやや多い利用となっています。

病児保育事業の計画値と実績値の比較 単位：人日／年

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込	計画値	248	271	288	302	309	
	実績値	54	118	128	63	—	
確保 方策	病児保 育事業	計画値	248	271	288	302	309
		実績値	54	118	128	63	—

資料：子育て支援課

(8) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持・増進のため、妊婦健康診査（健康状態の把握、検査計測、保健指導）、医学的検査を実施し、一人当たり14回の健診費用を助成するものです。

一宮町では、医療機関に委託し実施しており、各年度とも「量の見込」の計画値を実績値が下回る状況です。

妊婦健康診査の計画値と実績値の比較

単位：人／年

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	計画値	1,022	994	966	924	896
	実績値	610	761	554	627	—
確保 方 策	実施場所	計画値	医療機関			
		実績値	医療機関			
	実施体制	計画値	委託			
		実績値	委託			
	検査項目	計画値	県内統一検査項目			
		実績値	県内統一検査項目			
	実施時期	計画値	随時			
		実績値	随時			

注) 計画値は、推計0歳児に1人あたり利用回数14回を乗じて算出

資料：福祉健康課

4 成育医療等に関する状況

(1) 乳幼児健康診査の問診票の回答状況

乳幼児健康診査の問診票の回答から家庭におけるこどもの成育状況をみると、妊婦の喫煙率は近年少数となっていますが、パートナーの喫煙率は令和2年度から令和4年度は2割前後でしたが、令和5年度は38.8%と4割近くになっています。

保護者がこどもの仕上げみがきをしている割合は、令和2年度以降、9割以上と高くなっています。

乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合は、3歳児が令和2年度、令和3年度で8割を下回っています。

育てにくさを感じたときに対処できる親の割合は、令和2年度以降、8割前後で推移しています。

地域で子育てをしたいと思う割合は、令和2年度以降、9割以上と高くなっています。

ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合は、令和2年度以降、3・4か月児は9割前後と高く、1歳6か月児及び3歳児は8割前後となっています。

乳幼児健康診査問診票による回答状況

単位：%

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦の喫煙率		2.9	0	0	6.1
パートナーの喫煙率		20.0	22.4	19.2	38.8
保護者がこどもの仕上げみがきをしている割合		98.6	96.5	98.8	98.2
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	3・4か月児	82.4	87.7	98.0	98.0
	1歳6か月児	83.6	88.9	88.0	89.5
	3歳児	62.0	77.5	84.8	82.0
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 (3・4か月児、1歳6か月児、3歳児の平均)		76.6	81.4	75.7	87.5
地域で子育てをしたいと思う割合(3・4か月児、1歳6か月児、3歳児の平均)		94.8	91.0	92.3	90.5
ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合	3・4か月児	91.4	92.5	84.6	89.8
	1歳6か月児	85.9	80.4	82.4	77.2
	3歳児	79.8	83.7	75.0	72.6

注) 乳幼児健康診査問診票による回答により算出
分母に無回答は含まない

資料：福祉健康課

(2) 産後の支援に関する状況

産後1か月時点の産後うつのハイリスク者は、令和3年度では10人と比較的多く、全体に占める割合も1割台となっていますが、このほかの年度は数人で推移しています。

産後ケア事業は、令和3年度から宿泊型及びデイサービス型を育生医院(茂原市)、作永産婦人科(茂原市)、令和6年度からアウトリーチ型をhahatoco母乳育児相談室いのうえ助産院(茂原市)、ハッピーマンマ羽鳥助産院(睦沢町)などにより行っており、令和5年度の利用率は11.3%となっています。

産後1か月時点の産後うつのハイリスク者（EPDSが9点以上）の状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
該当者数(人)	1	10	1	3
該当割合(%)	4.5	13.3	2.2	5.7

注) EPDS: エジンバラ産後うつ病自己評価票(Edinburgh Postnatal Depression Scale)は、産後うつ病のスクリーニングを行うためのスケール 資料: 福祉健康課

産後ケア事業の利用状況

単位: %

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用率	未実施	0	4.3	11.3

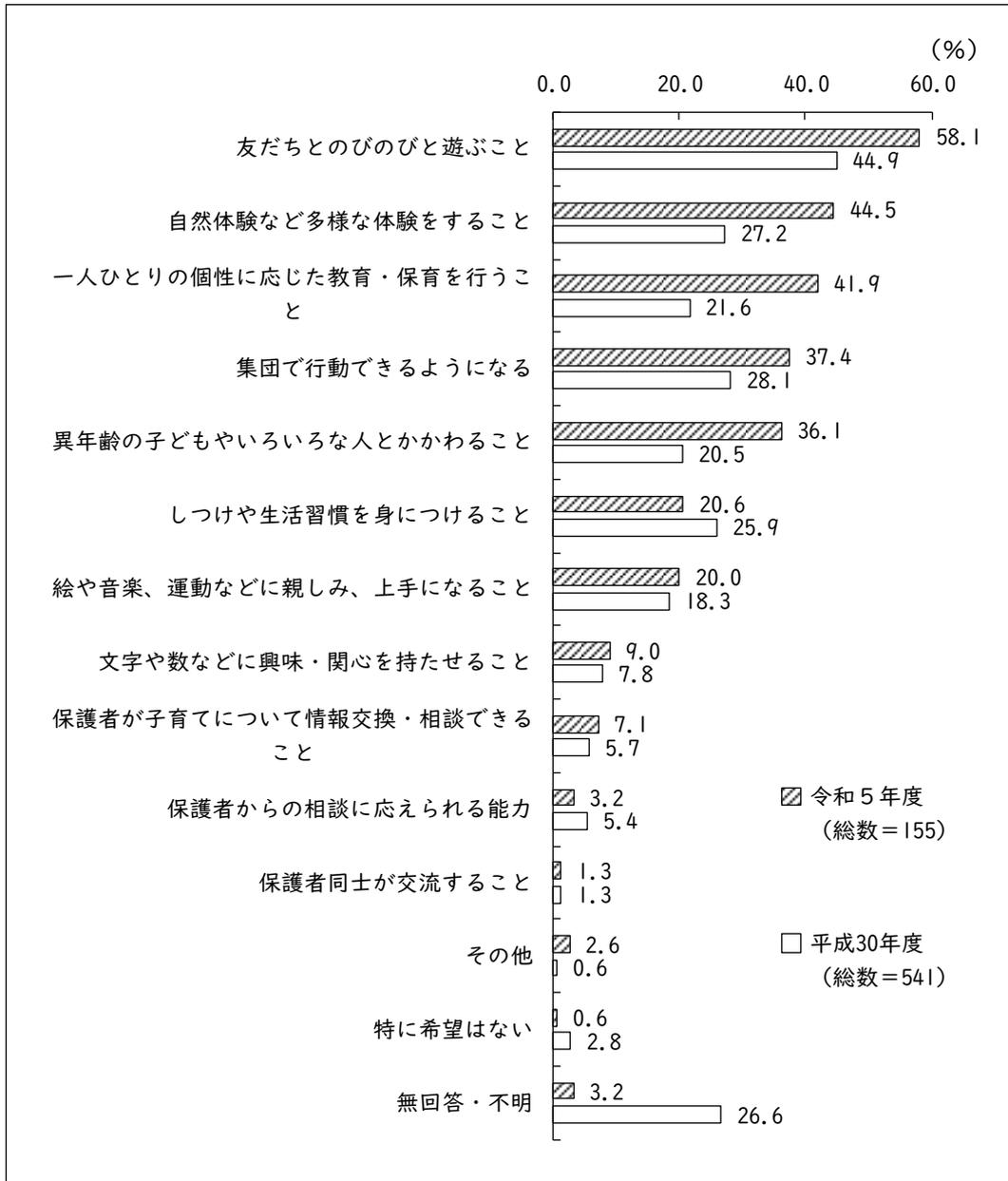
資料: 福祉健康課

5 ニーズ調査結果による町の子育て環境への意識

(1) 保育所（園）・認定こども園、学童保育への希望

保育所（園）・認定こども園、学童保育への希望は、「友だちとのびのび遊ぶこと（58.1%）」が最も高く、次いで「自然体験など多様な体験をすること（44.5%）」、「一人ひとりの個性に応じた教育・保育を行うこと（41.9%）」となっており、いずれも平成30年度よりも高くなっています。

保育所（園）・認定こども園、学童保育への希望（複数回答）＜問27＞

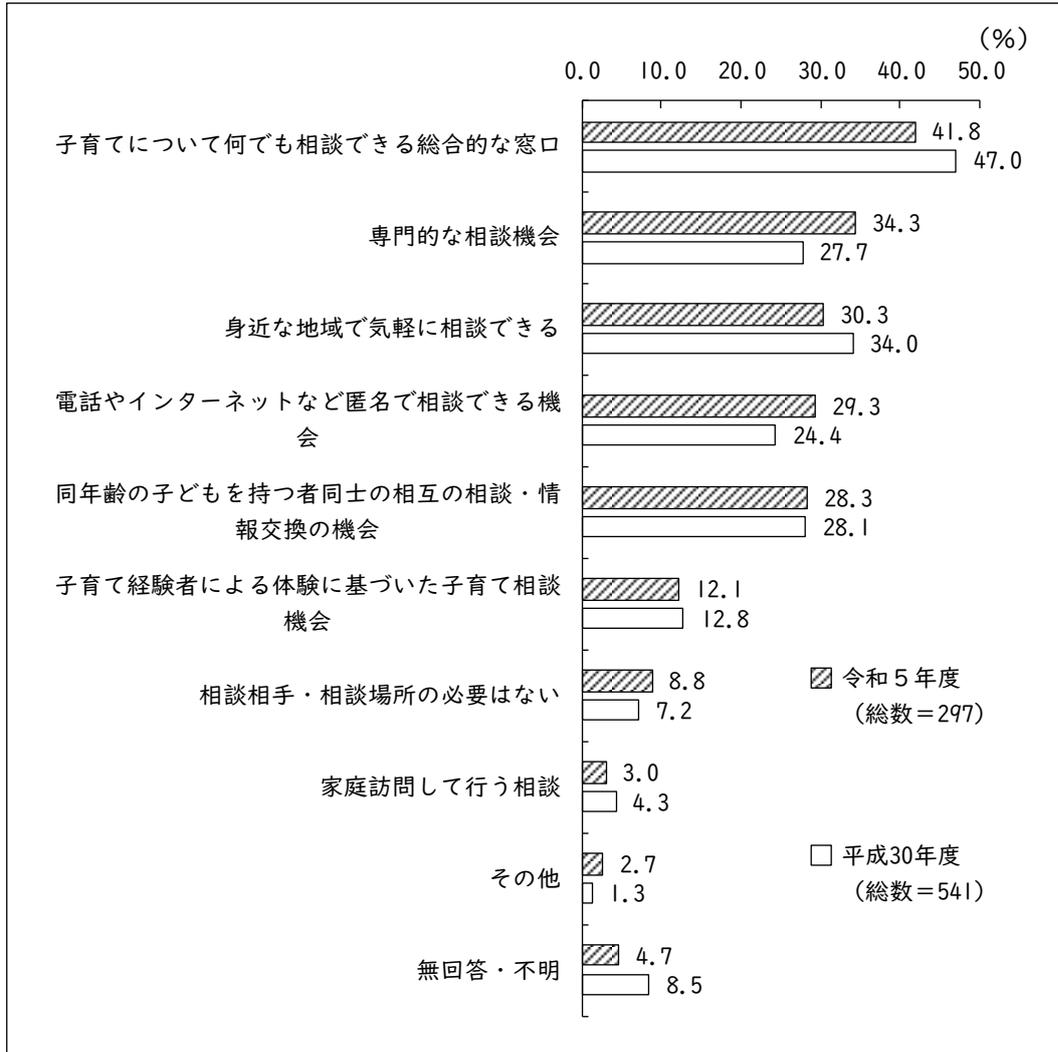


資料：一宮町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

(2) 子育ての相談への希望

子育ての相談への希望は、「子育てについて何でも相談できる総合的な窓口 (41.8%)」が最も高く、次いで「専門的な相談機会 (34.3%)」、「身近な地域で気軽に相談できる (30.3%)」となっており、平成30年度と同様になっています。

子育ての相談への希望 (複数回答) <問28>

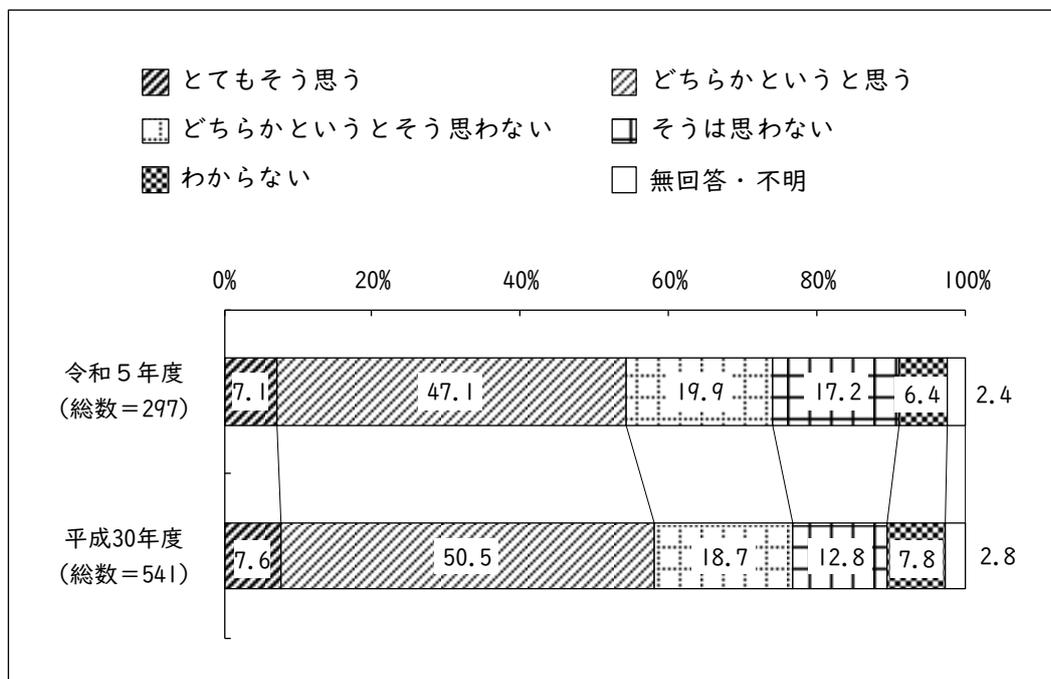


資料：一宮町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

(3) 町の子育てのしやすさ意識

一宮町の子育てのしやすさについての意識は、子育てしやすいと「とてもそう思う (7.1%)」と「どちらかというと思う (47.1%)」を合わせ、子育てしやすいとの意識は54.2%で、平成30年度 (58.1%) よりもやや低くなっています。

町の子育てのしやすさ意識 (子育てしやすい環境だと感じているか) <問29>

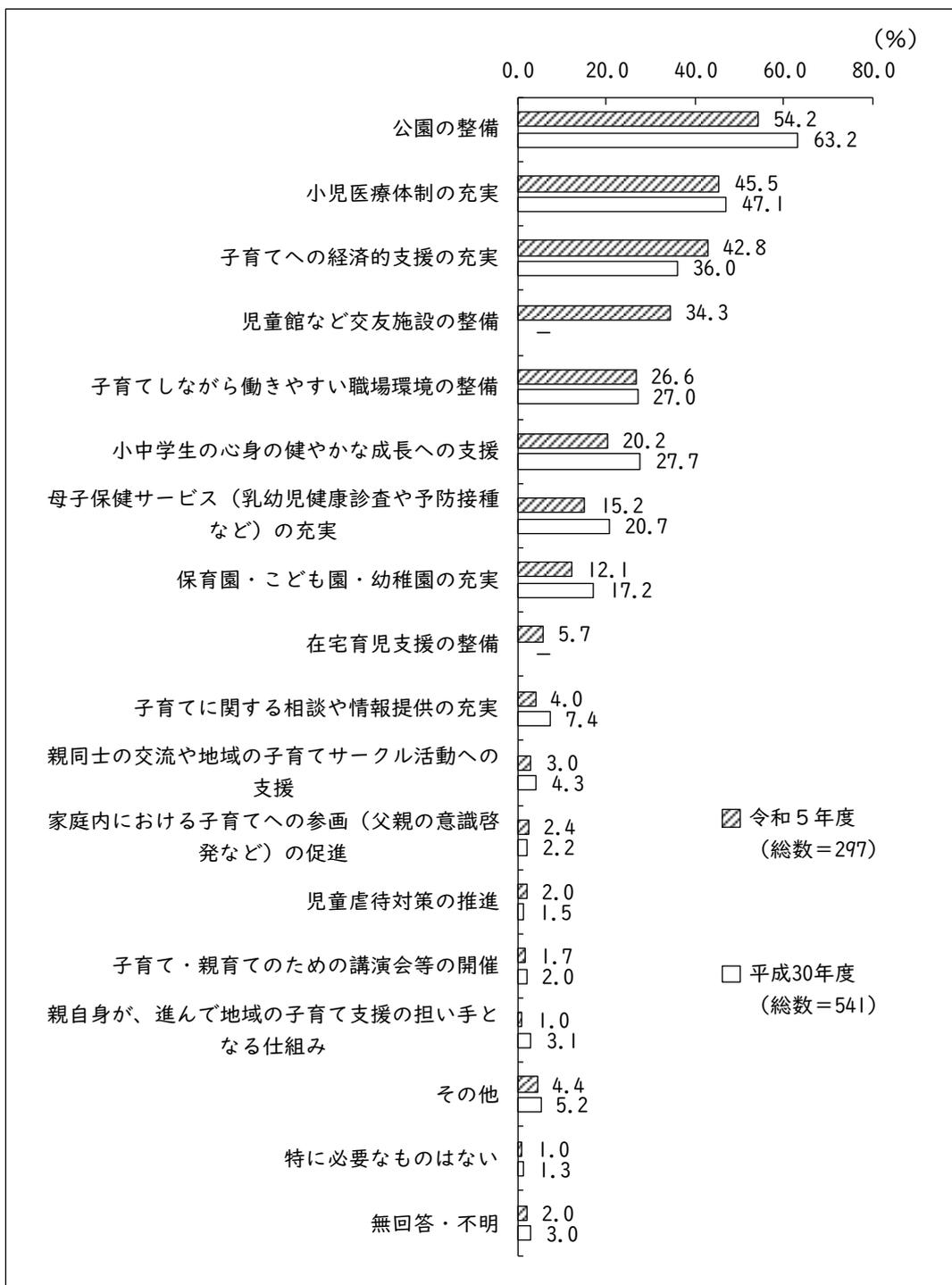


資料：一宮町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

(4) 今後の子育て施策への希望

今後の子育て施策への希望は、「公園の整備 (54.2%)」が最も高く、次いで「小児医療体制の充実 (45.5%)」、「子育てへの経済的支援の充実 (42.8%)」となっており、平成30年度と同様になっています。

今後の子育て施策への希望 (複数回答) <問30>



資料：一宮町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

一宮町町民憲章では、先人たちが培い伝えてきた伝統と文化と自然の恵みを一層大切にし、より豊かにより美しくより調和のとれた活力のあるまちを目指し、「緑と海と太陽の町」と定めています。

第1期計画及び第2期計画の基本理念は、この町民憲章を踏まえ『緑と海と太陽とみんなで育てる未来の子』としています。

本計画においても、この基本理念を継承し、町全体でこどもの育ちを応援し、保護者の子育てを支援します。

「緑と海と太陽と みんなで育てる未来の子」

こどもは、社会の宝であり、未来を担う大切な存在です。

こどもを育てていくためには、子育ての当事者や事業者だけではなく、地域の住民が日々の暮らしの中でこどもの育ちを温かく見守っていくような体制づくりが重要です。地域全体でこどもや子育て家庭を支えることができるようなネットワークづくりに向け、意識の啓発に努めていきます。

自然豊かな一宮町において、住民一人ひとりが、こどもを育てるという意識を持ち、子育て家庭が安心してこどもを育てることのできるまちを目指し、本計画を推進します。

2 基本目標

本計画の基本目標は、基本理念と同様に第2期計画の5つの基本目標を継承し、施策を展開します。

基本目標1 地域における子育ての支援

地域での子育ての安心感が高まるよう、教育・保育事業及び子育て支援サービス、地域住民の子育て支援活動、地域でのこどもの育成活動に取り組むとともに、経済的な支援を進め、子育て支援サービスが充実したまちを目指します。

基本目標2 親子の健康の確保及び増進

妊産婦や子育て家庭が孤立することなく、切れ目なく支援を受けられるよう、妊娠期からの支援体制を強化するとともに、親子の健康増進、食育、思春期に対応した事業を進め、親子の健康づくりを応援するまちを目指します。

基本目標3 こどものための教育環境の充実

将来の町と国の担い手となり世界に羽ばたく若者を育成（一宮町教育大綱）できるように、学校・家庭・地域で「ふれる」「かかわる」そして「つながる」を合言葉に、小学校、中学校で生きる力を育成するとともに、家庭や地域の教育力を高め、こどもの学びの環境が充実したまちを目指します。

基本目標4 安全で安心な子育て環境の整備

こどもが過ごす地域の安全性を高められるよう、地域ぐるみによる防犯活動、交通安全対策、防災対策に取り組むとともに、公共施設における子育て世帯の利便性を高め、こどもが安全に成長できるまちを目指します。

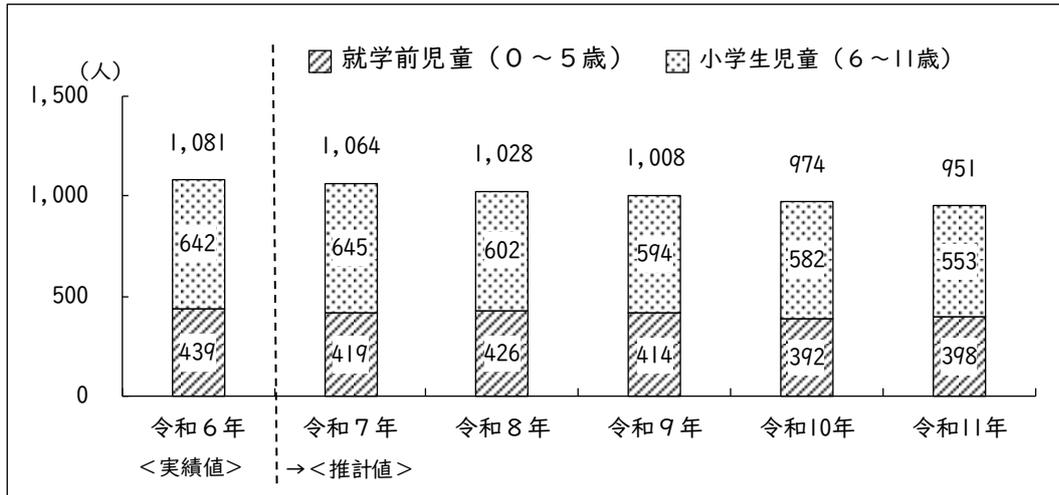
基本目標5 家庭に対するきめ細かな支援の充実

困難を抱える子育て世帯等を支援するため、包括的な支援体制を強化するとともに、児童虐待の防止、ひとり親家庭への支援、障害児等への支援、こどもの貧困対策、外国人児童世帯への支援を進め、多様な家庭や一人ひとりの育ちによりそうまちを目指します。

3 児童人口の推計

0歳から11歳の児童人口は、令和7年から令和11年にかけて、就学前児童（0歳から5歳）人口は400人台から300人台へ、小学生児童（6歳から11歳）人口は600人台から500人台へと、ともに減少することが見込まれます。

就学前児童（0歳から5歳）人口、小学生児童（6歳から11歳）人口の推計



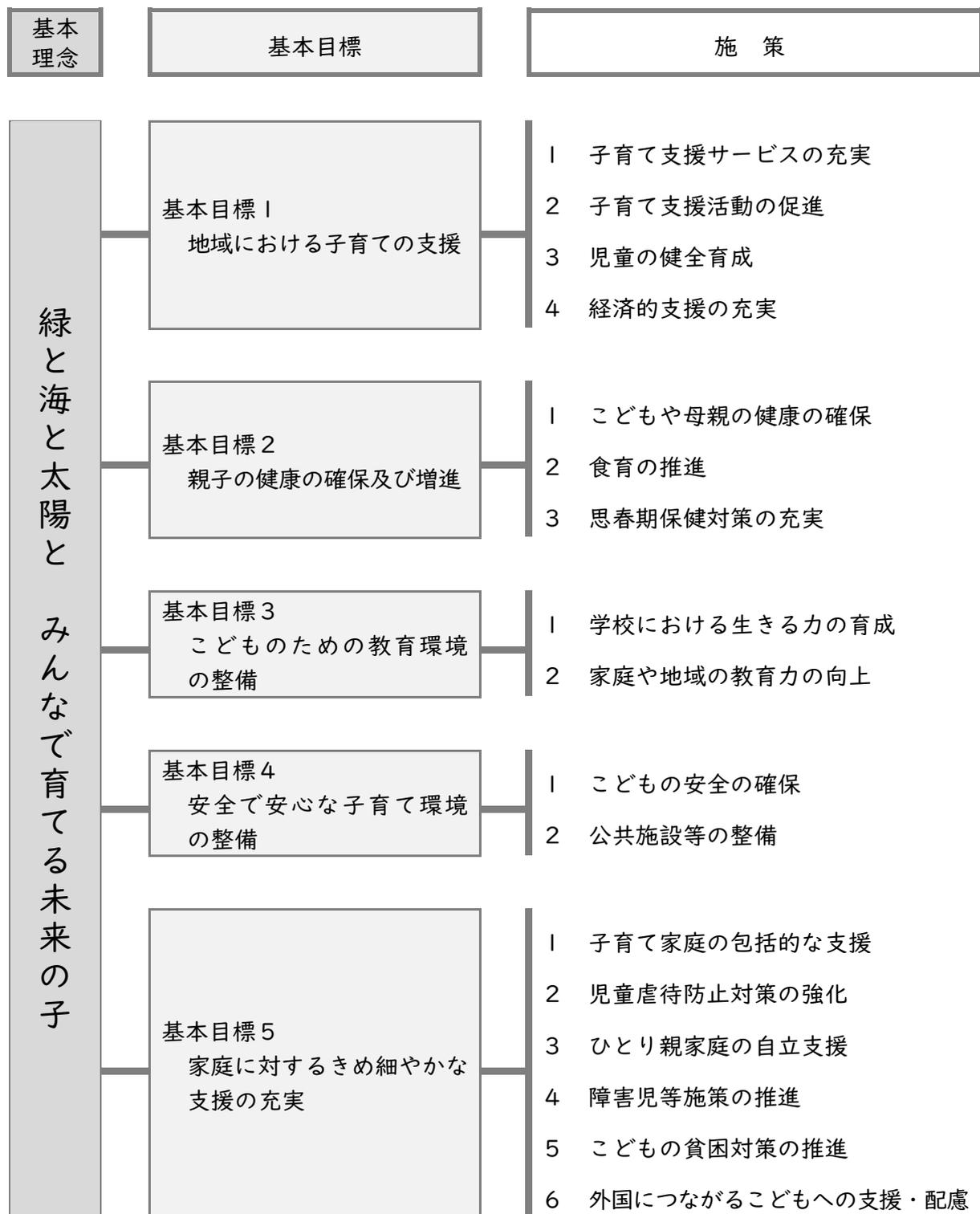
就学前児童（0歳から5歳）人口、小学生児童（6歳から11歳）人口の推計 単位：人

区分	実績値	推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	52	61	61	60	59	57
1歳	54	55	65	65	63	63
2歳	85	58	59	69	69	67
3歳	84	89	60	61	73	71
4歳	68	86	92	63	64	75
5歳	96	70	89	96	64	65
0～5歳	439	419	426	414	392	398
6歳	110	98	72	92	98	66
7歳	96	111	99	73	93	99
8歳	110	97	112	100	73	93
9歳	103	111	98	113	101	74
10歳	121	106	114	100	116	103
11歳	102	122	107	116	101	118
6～11歳	642	645	602	594	582	553
計	1,081	1,064	1,028	1,008	974	951

注) 各年4月1日現在、コーホート要因法により算出

資料：子育て支援課

4 施策体系



第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 地域における子育ての支援

〈取組状況〉

教育・保育事業は、認定こども園2施設（東浪見こども園、一宮どろんこ保育園）、保育所（園）2施設（いちのみや保育所、愛光保育園）、の4施設で実施しています。各施設とも生後57日目からの保育、障害児保育、時間外保育事業（延長保育事業（愛光保育園を除く））、一時預かり事業を実施しています。民間の3施設では地域子育て支援拠点事業、いちのみや保育所では保育所子育て支援事業を行っているほか、研修等により教育・保育内容の充実に努めています。

地域子ども・子育て支援事業では、これまで保健センターで実施していた利用者支援事業を、令和8年度までに子育て支援課内に「こども家庭支援センター」を設置し実施する予定です。

病児保育事業は、町外2施設（白子町：酒井医院、いすみ市：外房こどもクリニック）により実施しています。

妊娠中からの切れ目ない支援として、妊婦健康診査、産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業を実施するとともに、令和4年度から出産・子育て応援交付金（出産応援ギフト、子育て応援ギフト）を支給しています。

放課後児童健全育成事業（学童保育わんぱくクラブ）は、一宮小学校、東浪見小学校で実施しており、令和6年7月からは民間に委託し、保育内容の充実に努めています。

要保護児童対策地域協議会では、関係機関と連携し、支援が必要な世帯へのより良い支援に努めています。

住民による子育てへの支援は、読み聞かせボランティアなどの団体による活動が行われています。

児童の健全育成として、児童生徒の居場所づくりでは、小学生、中学生向けの各種教室の実施、公民館活動、図書館活動、生徒指導委員会等による非行防止活動などを実施しています。

子育て世帯への経済的な支援として、不妊治療費や健診費用、子ども医療費等の助成、3歳児から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の幼児教育・保育の無償化、おむつ用ごみ袋の配布、就学費用の助成、第3子以降学校給食費の無償化などを実施しています。

〈今後の課題〉

今後は、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」やニーズの動向に対応した提供体制を確保するとともに、新たな給付制度の実施体制、地域住民による子育て支援活動、こどもや子育て世代に向けた公園の整備や児童館設置に向けて取り組む必要があります。

1 子育て支援サービスの充実

《取組内容》

取組	事業 番号	内 容	※区分 ／ 第2期 事業番号	担当課等
(1)教育・保育 事業の推進	1	①教育・保育事業の実施 ○教育・保育需要に対応するため、認定こども園（東浪見こども園、一宮どろんこ保育園）、認可保育所（いちのみや保育所、愛光保育園）の4施設により、教育・保育事業を実施します。 （詳細はP61参照）	継続 8	子育て支援課
(2)地域子ども・子育て 支援事業等 の推進	2	①利用者支援事業（妊婦等包括支援事業） （詳細はP63（1）参照）	継続 —	こども家庭センター
	3	②時間外保育事業（延長保育事業） （詳細はP63（2）参照）	継続 9	子育て支援課
	4	③放課後児童健全育成事業（学童保育わんぱくクラブ）（詳細はP64（3）参照）	継続 5	子育て支援課
	5	④子育て短期支援事業 （詳細はP64（4）参照）	継続 —	子育て支援課
	6	⑤乳児家庭全戸訪問事業 （詳細はP65（5）参照）	継続 —	子育て支援課
	7	⑥養育訪問支援事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業） （詳細はP65（6）参照）	継続 —	子育て支援課
	8	⑦地域子育て支援拠点事業 （詳細はP66（7）参照）	継続 3	子育て支援課
	9	⑧一時預かり事業 （詳細はP67（8）参照）	継続 2	子育て支援課
	10	⑨病児保育事業 （詳細はP67（9）参照）	継続 1	子育て支援課
	11	⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） （詳細はP67（10）参照）	継続 —	子育て支援課

※区分の「継続」は第2期計画からの継続事業、「**継続**」は第2期計画期間中の新規事業、

「変更」は第2期計画から内容を変更した事業、「**新規**」は第3期計画で新たに掲載する事業

取組	事業 番号	内 容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
	12	①妊婦に対して健康診査を実施する事業 (詳細はP68 (11) 参照)	継続 —	
	13	②産後ケア事業 (詳細はP68 (12) 参照)	継続 —	福祉健康課
	14	③乳児等通園支援事業(こども誰でも通 園制度)(詳細はP69 (13) 参照)	新規 —	子育て支援課
	15	④実費徴収に係る補足給付を行う事業 (詳細はP69 (14) 参照)	継続 —	子育て支援課
	16	⑤多様な主体が本制度に参入することを 促進する事業(詳細はP69 (15) 参照)	継続 —	子育て支援課
	17	⑥保育所子育て支援事業の推進 ○未就園児の成長やその保護者の子育て を支援するため、いちのみや保育所 において、園庭開放、育児相談、絵本の貸 し出し等を実施します。	継続 4	子育て支援課
(3)教育・保育 サービスの 質の向上	18	①乳児保育の推進 ○出産後も働きながら安心して子育てが できる保育体制を確保するため、町内 4施設での生後57日目からの乳児保育 を実施します。	継続 11	子育て支援課
	19	②障害児保育の推進 ○保護者の労働等により家庭での保育が できない障害児で、日々の通所と、集団 保育が可能な児童について、町内4施 設で個々に応じた保育を行うため専属 職員を配置します。	継続 10	子育て支援課
	20	③保育士・保育教諭等の資質向上 ○保育士・保育教諭等の資質を向上す るため、研修の実施や幼児教育アドバイ ザーを派遣するとともに、公開保育を 促進します。	継続 13	子育て支援課

2 子育て支援活動の促進

《取組内容》

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
(1)住民の子育て支援活動の促進	21	①子育てサークル活動への支援 ○地域全体でこどもや子育て家庭を支えられるよう、子育てサークル活動やネットワークづくりを支援します。	継続 6、80	子育て支援課 教育課
	22	②活動団体の情報提供 ○子育てに関する団体活動を周知するため、活動団体の情報提供を進めます。	継続 80	子育て支援課 教育課
	23	③読書活動の支援 ○絵本を通じた親子の関わりの機会をつくるため、読み聞かせボランティア「絵本とおはなしの会・赤とんぼ」による読書活動を支援します。	継続 21	子育て支援課 教育課
(2)子育て支援従事者の養成	24	○育児経験が豊かな方を子育て支援に活用するため、千葉県による「子育て支援員研修」への参加を促進します。	継続 7	子育て支援課

3 児童の健全育成

《取組内容》

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
(1)児童生徒の居場所づくり	25	①児童生徒の休日の有効利用 ○休日を利用した学力向上の機会として、サタデースクール（小学校4・5年生、算数）、サマースクール（小学生、学習習慣定着）、ステップアップスクール（中学生、数学・英語）を実施します。	継続 16	教育課
(2)公園の維持管理等	26	①児童遊園及び公園の維持管理 ○身近で安全な遊び場を確保するため、児童遊園及び公園の維持管理に努めます。	継続 17	子育て支援課 都市環境課 産業観光課

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
	27	②公園の整備に向けた検討 ○こどもや保護者等の公園についての希望を把握し、公園の整備に向けた検討に努めます。	継続 17	子育て支援課 都市環境課 産業観光課
(3)公民館活動の充実	28	①公民館教室の開催 ○こどもを対象とした学習活動を進めるため、公民館教室の開催に努めます。	継続 19	教育課
	29	②サークル活動の促進 ○子育てに関連するサークルや団体の活動を支援するため、公民館の利用促進に努めます。	継続 19	教育課
(4)図書室活動の充実	30	①図書情報の提供 ○図書室に新刊やおすすめ本を紹介するコーナーを設置し、ホームページや広報誌で情報を提供します。	継続 20	教育課
	31	②特集展示の実施 ○郷土の偉人や文学賞受賞作品等を紹介するため、図書室内に特集展示コーナーを作ります。	継続 20	教育課
(5)幼児期の読書活動への支援	32	①ブックスタート事業、セカンドブック事業の実施 ○保護者等が絵本を通してこどもと触れ合う機会をつくるため、ブックスタート事業（4か月児乳児相談時）、セカンドブック事業（3歳児健診時）を実施します。	継続 21	教育課
	33	②ボランティアによる絵本の読み聞かせ活動の活用 ○乳児相談時などの機会において、絵本の読み聞かせボランティアの活用を進めます。	継続 21	教育課
(6)児童館の整備推進	34	①児童館の設置検討 ○児童館の設置を検討するため、役所内部の各担当者による準備委員会を設立します。	新規 —	企画広報課 子育て支援課 教育課

4 経済的支援の充実

《取組内容》

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
(1)不妊治療費の助成	35	①不妊治療費の一部助成 ○不妊治療をしている夫婦の医療費負担を軽減するため、不妊治療費の一部助成（年度上限10万円）を実施します。	継続 —	福祉健康課
(2)妊婦健診費用の拡大助成	36	①妊婦健診上乘せ分費用の助成 ○妊婦健診費用の負担を軽減するため、妊婦健診時の公費助成以上の費用について、1回2,000円を上限に助成を実施します。	継続 28	福祉健康課
(3)出産・子育て応援交付金の支給（妊婦のための支援給付の実施）	37	①出産応援ギフトの支給 ○妊婦であることの認定後に、出産応援ギフトとして妊婦1人あたり5万円を支給します。	継続 —	子育て支援課
	38	②子育て応援ギフトの支給 ○子育て応援ギフトとして、新生児1人あたり5万円を支給します。	継続 —	子育て支援課
(4)児童手当の支給	39	①児童手当の支給 ○子育て世帯の生活の安定と時代を担う児童の健やかな成長のため、18歳（高校生）までの児童を養育している方に支給します。	継続 22	子育て支援課
(5)子ども医療費の助成	40	①子ども医療費の助成 ○子育て世帯の医療費負担を軽減するため、高校3年生までのこどもの保険診療の医療費の全部または一部を助成します。	継続 23	子育て支援課
(6)おむつ用ごみ袋の配布	41	①おむつ用ごみ袋の配布 ○乳幼児世帯の経済的負担を軽減するため、2歳未満の乳幼児のいる家庭に、おむつ用ごみ袋（1人につき長生郡市広域市町村圏組合指定袋20枚）を支給します。	継続 25	子育て支援課

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
(7) 幼児教育・保育の無償化	42	① 3歳児から5歳児の利用料無償化の実施 ○ 幼児教育・保育事業の利用を支援するため、3歳児から5歳児の利用料の無償化を実施します。	継続 26	子育て支援課
	43	② 住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の利用料無償化の実施 ○ 住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の利用を支援するため、利用料の無償化を実施します。	継続 26	子育て支援課
(8) 就学費用の助成	44	① 要保護・準要保護児童生徒への支援 ○ 経済的に支援を要する世帯に対し、要保護・準要保護児童生徒就学活動費を支給します。	継続 24	教育課
	45	② 特別支援教育就学奨励費の支給 ○ 特別支援学級に在籍する保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費を支給します。	継続 24	
(9) 学校給食費の無償化	46	① 第3子以降の学校給食費の無償化 ○ 多子世帯の経済的負担を軽減するため、公立小学校、中学校に在籍する第3子以降の学校給食費の無償化を実施します。	継続 —	教育課
(10) 英語検定受験料の補助	47	① 英語検定受験料の補助 ○ 英語力や学習意欲の向上を図るため、公益財団法人日本英語検定協会による検定合格者の保護者に検定料の補助を実施します。	継続 —	教育課
(11) 国民年金保険料の免除	48	① 育児期間中(1歳まで)の国民年金保険料免除の実施 ○ こどもを養育する国民年金第1号被保険者の父母の経済的負担を軽減するため、育児期間中(1歳まで)の国民年金保険料免除措置を実施(令和8年10月)します。	新規 —	住民課

基本目標 2 親子の健康の確保及び増進

《取組状況》

こどもや母親の健康づくりは、母子健康手帳交付時に保健師による面接により世帯状況を把握しているほか、産前産後の支援としてマタニティ教室、妊娠8か月頃のアンケート、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施しています。

乳幼児期の健康づくりでは、乳幼児健康診査、歯科健康診査、4歳児視力検査、乳幼児相談を実施するとともに、育児不安の軽減に向けた乳幼児訪問指導、乳幼児相談、親子ふれあい教室（0歳、1歳）、母親同士の交流の場としてあそびの広場を開催しています。

また、定期予防接種の勧奨、インフルエンザ予防接種の補助を実施するとともに、※こども急病電話相談（#8000）の普及、医師会、歯科医師会との連携による休日・夜間医療体制の確保に努めています。

さらに、町内保育施設に入所している年長児の希望者に、フッ化物洗口を実施しています。

食育への取組として、乳幼児相談時の離乳食指導、保育所、小学校、中学校での食育活動、食生活改善推進員との連携による料理教室を実施しています。

思春期保健の取組として、小学校、中学校での思春期教室、薬物乱用防止教室を開催するとともに、保護者への学校だよりや安心安全メールにより情報提供を行っています。

《今後の課題》

育児不安や悩みを軽減できるよう、妊娠期から切れ目なく伴走型により支援を行うとともに、育児支援活動、小児等の医療体制、乳幼児期からの食育活動、学校での思春期保健対策、母子保健事業や予防接種情報のデジタル化に取り組む必要があります。

また、今後も安心・安全な給食の提供に努める必要があります。

※こども急病電話相談（#8000）：小児救急電話相談のことで、全国同一の短縮番号#8000をプッシュすることで、お住まいの都道府県の窓口に自動で転送され、小児科医・看護師からこどもの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスが受けられる

1 こどもや母親の健康の確保

《取組内容》

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
(1) 妊娠期からの切れ目ない支援	49	①母子健康手帳の交付等 ○妊娠、出産やこどもの成長を記録できるよう、妊娠届時に母子健康手帳を交付するとともに、母子保健事業（乳幼児事業）一覧による情報の提供を実施します。	継続 27、38	福祉健康課
	50	②妊婦等包括相談支援事業の実施 ○妊婦・その配偶者等への伴走型による支援を行うため、面談等による情報提供や相談等を利用者支援事業と一体的に実施します。	新規 —	こども家庭センター
	51	③マタニティ教室の開催 ○妊娠中の仲間づくりや沐浴実習、育児体験談、歯科相談を実施するため、マタニティ教室（年3コース、1コース3日）を開催します。	継続 29	福祉健康課
	52	④産前・産後サポート事業の実施 ○妊娠・出産や子育てに関する悩み等を軽減するため、保健師等による相談支援を実施します。	新規 —	福祉健康課
	53	⑤産後ケア事業の実施 ○退院直後の母子の心身のケアや育児をサポートするため、医療機関等と連携し、宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型による支援を実施します。	継続 —	福祉保健課
	54	⑥乳幼児訪問指導の実施 ○育児不安がある方や各種健診・相談後の個別支援を行うため、定期訪問・電話相談等を実施するとともに、乳幼児健診未受診者への受診勧奨を行います。	継続 31	福祉健康課

取 組	事業 番号	内 容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
	55	⑧乳児相談の実施 ○育児の不安や悩みに対応するため、生後4・7・12か月児を対象に、毎月乳児相談を実施します。	継続 33	福祉健康課
	56	⑨親子ふれあい教室の開催 ○こどもとのふれあいや遊びを体験するため、0歳児、1歳児対象のあそびの教室を開催するとともに、保健師、保育士による子育て相談を実施します。	継続 36	福祉健康課
	57	⑩育児相談の実施 ○こどもの発達などの悩みに対応するため、予約制による育児相談を実施します。	継続 34	福祉健康課
	58	⑪あそびの広場の開催 ○母親同士の交流の場や就学前のこどもの遊び場を提供するため、保健センター（母子相談室）であそびの広場を開催します。	継続 —	福祉健康課
(2)乳幼児の健康づくり	59	①乳幼児健康診査の実施 ○乳幼児の健康の保持・増進及び病気の早期発見、早期治療が行えるよう、医療機関により、3～6か月児、7～8か月児、9～11か月児の健康診査、1歳6か月児、3歳児の健康診査を実施するとともに、聴覚障害の早期発見、早期療育への支援に努めます。	継続 32	福祉健康課
	60	②歯科健康診査等の実施 ○早期から口腔衛生の意識を高めるため、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診時に歯科健診及びフッ素塗布を実施します。	継続 35	福祉健康課
	61	③歯科相談の実施 ○歯科に関する相談の機会を設けるため、乳児相談時（生後4・7・12か月児）に歯科相談を実施します。	継続 35	福祉健康課

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
	62	④予防接種の勧奨・助成 ○国の方針に基づき、定期予防接種（小児用肺炎球菌ワクチン、B型肝炎ワクチン、ロタウイルスワクチン、五種混合ワクチン（ジフテリア、百日咳、破傷風、不活化ポリオ、ヒブ）、二種混合ワクチン（ジフテリア、破傷風）、BCGワクチン、麻しん風しん混合ワクチン、水痘ワクチン、日本脳炎ワクチン、子宮頸がんワクチン）を勧奨するとともに、インフルエンザ予防接種の助成、風しんの予防接種の勧奨を進めます。	継続 37	福祉健康課
	63	⑤4歳児視力検査の実施 ○弱視等の視力障害を早期に発見し、早期に治療が行えるよう、4歳児を対象に、町内教育・保育施設及び保健センターで視力検査を実施します。	継続 39	福祉健康課
(3)母親の健康づくり	64	①妊産婦の歯科支援の実施 ○妊産婦の口腔ケアを支援するため、妊産婦への歯科健診を実施します。	新規 -	福祉健康課
	65	②女性のがん検診の推進 ○女性特有のがんを早期に発見するため、子宮頸がん検診、乳がん検診の受診勧奨を進めます。	継続 -	福祉健康課
(4)母子保健事業の質の向上	66	①デジタル化への対応 ○母子保健情報を記録し、利活用を進めるため、母子保健・予防接種情報のデジタル化に努めます。	新規 -	福祉健康課
	67	②インターネットを活用した相談の実施 ○相談しやすい体制を整備するため、SNSを活用したオンライン相談の実施を検討します。	新規 -	健康福祉課

取組	事業番号	内容	区分／第2期事業番号	担当課等
(5)小児医療の充実	68	①電話相談の普及 ○こどもの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する医療機関の情報を得られるよう、こども急病電話相談（#8000）を周知に努めます。	継続 50	福祉健康課
	69	②医療体制の強化促進 ○休日・夜間医療体制、小児救急医療体制、周産期医療体制を強化するため、医師会、歯科医師会及び広域的な連携により、医療体制の整備を促進します。	継続 49、50、 51	福祉健康課

2 食育の推進

《取組内容》

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
(1)離乳食指導 の実施	70	①離乳食指導の実施 ○離乳食の進め方を支援するため、乳幼児相談時に個別相談として離乳食指導を実施します。	継続 41	福祉健康課
(2)保育所での 食育活動の 推進	71	①保育所給食の充実 ○食事のマナーや行事食の習得、味覚の醸成、バランスの良い食生活に向けた ※グーパー食生活を実践できるよう、保育所給食の充実に努めます。	継続 42	子育て支援課
	72	②食への関心づくり ○こどもの食への関心を高めるため、野菜作りや収穫体験を実施します。	継続 42	子育て支援課
	73	③アレルギー疾患への対応 ○こどもの食物アレルギーに配慮するため、保護者と連携し給食等におけるアレルギー疾患への対応に努めます。	継続 -	子育て支援課
(3)学校での食 育活動の推 進	74	①食習慣の形成 ○安心・安全な給食を提供するとともに、望ましい食習慣を形成し、食の大切さや健康を学ぶため、リクエスト献立、行事献立などを行います。	継続 43	教育課
	75	②食事マナーの指導 ○食の大切さや食事マナーを習得できるよう、給食の時間及び家庭科、社会科等の授業の連携により指導に努めます。	継続 43	教育課
(4)食育関連団 体との連携	76	①食生活改善推進員との連携 ○栄養教室の修了者である食生活改善推進員との連携により、ファミリー料理教室を開催します。	継続 44	福祉健康課

※グーパー食生活：県が提唱する、主菜（肉・魚・卵・大豆）を「グー」、副菜（野菜・海藻・きのこ・こんにゃく）を「パー」として、1食分のおかずの量の目安を表したもの。主菜は手を「グー」に握った大きさを厚み2cm程度、副菜は手を「パー」に広げて山盛りの量が目安

3 思春期保健対策の充実

《取組内容》

取組	事業番号	内容	区分／第2期事業番号	担当課等
(1)心の健康についての情報提供	77	①ホームページや広報紙による情報提供 ○心の健康課題について周知するため、ホームページや広報紙による情報提供を進めます。	継続 45	福祉健康課
(2)性についての正しい知識の普及や命の大切さの啓発	78	①思春期教室等の開催 ○小学校児童の保護者が思春期について学べるよう、保護者参加による思春期教室、情報モラル教室を実施します。 ○性の知識への意識や性行動、性的指向・性自認（性同一性）について学べるよう、小学校、中学校での思春期教室を開催するとともに、職員の参加による情報共有を図ります。	継続 47	教育課
(3)喫煙・飲酒・薬物による影響の啓発	79	①薬物乱用防止教室の開催 ○未成年者の喫煙・飲酒・薬物乱用による影響を学ぶため、小学校、中学校での薬物乱用防止教室を開催し、医薬品の適正使用についての啓発に努めます。	継続 48	教育課
	80	②中学校での保健体育科による指導 ○心身の健康づくりについて学ぶため、中学校での保健体育科による指導に努めます。	継続 48	教育課
(4)保護者への情報の提供	81	①思春期についての情報提供 ○保護者に思春期についての特性を周知するため、学校だより、ホームページ、安心安全メールによる情報提供を進めます。	継続 46	教育課

基本目標3 こどものための教育環境の整備

《取組状況》

こどもの生きる力を育むため、小学校、中学校では「主体的・対話的で深い学び」に向けた学習指導を行うとともに、郷土愛の醸成、総合的な学習、情報教育、国際理解教育、福祉教育、道徳教育、防災・安全教育、読書活動、男女共同参画の視点による取組、部活動の支援に努めています。

いじめ防止対策では、平成26年9月に制定した「一宮町いじめ防止対策推進条例」で、基本理念・役割・基本事項等を明確化し、いじめ防止に取り組んでいます。

学校保健活動では、小児生活習慣病の予防、歯科指導を実施しています。

千葉県教育委員会からスクールカウンセラーが一宮中学校に週1回、東浪見小学校と一宮小学校に月2回派遣されており、児童生徒との面談や教職員等との情報交換会を実施し、対象児童生徒の情報共有と相互理解に努めているほか、保護者や教職員の相談にも対応しています。

小学校、中学校が地域住民等と連携して特色ある学校運営を行うため、令和4年度から東浪見小学校、令和6年度から一宮小学校、一宮中学校において、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）により取り組んでいるほか、教職員の研修、学校施設の維持管理、*ICT教育環境の整備、保小協働による架け橋期の教育に努めています。

家庭や地域の教育力向上のため、こどもの権利についての普及、PTA活動の支援、学校体育施設の開放、保育所での交流活動を実施しているほか、*ジュニアリーダーの育成、子ども会活動、スポーツや公民館活動などの地域団体の活動を支援しています。

中学校の部活動については、令和6年度に一宮町部活動地域移行推進協議会を設置し、休日部活動の地域移行への取組を検討しています。

《今後の課題》

今後も、こどもが生きる力を高められるよう、学校教育における指導内容を充実するとともに、地域との連携による学校運営体制の確立、部活動の支援、学校施設の維持管理に取り組む必要があります。

また、家庭や地域の教育力を高めるため、こどもの権利について普及するとともに、保護者の教育活動、地域団体による文化、スポーツ活動に取り組む必要があります。

*ICT教育：ICTは、Information and Communication Technology（情報通信技術）の頭文字をとった言葉で、コンピュータ関連機器や情報通信ネットワークなどの情報手段を活用した教育のこと

*ジュニアリーダー：子ども会の活動が円滑に進むようサポートする千葉県子ども会育成連合会の研修を受講した中高校生のメンバー

1 学校における生きる力の育成

《取組内容》

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
(1) 学習指導の 充実	82	<p>①基礎学力の向上への授業の改善</p> <p>○児童生徒が「わかる、できる」授業を実践するため、<u>学習指導要領に基づく</u>発達段階や実態を踏まえた学習指導を展開します。</p> <p>○学習指導を改善するため、全国学力・学習状況調査の分析に努めます。</p> <p>○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、各小学校、中学校の校内授業研究や相互授業参観、指導主事要請訪問等により、授業の改善に努めます。</p>	継続 52	教育課
	83	<p>②教職員の研修の充実と資質の向上</p> <p>○時代のニーズと各学校のニーズに計画的・組織的・継続的に対応するため、教職員研究協議会による講演会、研修会を実施します。</p> <p>○指導技術を向上するため、アクティブ・ラーニング研究推進協議会による検討を進めるとともに、研修への補助を行います。</p>	継続 70、72	教育課
	84	<p>③基礎学力向上のための学習支援</p> <p>○基礎学力の向上を目指し、サマースクール（小学生の学習習慣の確立）、サタデースクール（小学校4・年生の算数）、ステップアップスクール（中学3年生の数学・英語）を開催します。</p>	継続 16	教育課
(2) 郷土愛の醸成	85	<p>①郷土愛の醸成に向けた活動の充実</p> <p>○児童生徒が郷土の歴史や伝統文化について理解が深まるよう、<u>副読本「わたしたちのまち一宮」「すすむ千葉県」</u>の活用を進めます。</p>	変更 54	教育課

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
		<p>○町政を身近に感じるとともに郷土への関心を高め、まちづくりに進んで参加しようとする意欲を高めるため、小学校での運動会や上総国一宮まつりでの東浪見甚句等の披露を行います。</p> <p>○中学校では、上総国一宮まつりへの参加、一宮商業高等学校と合同による一宮町芸能音楽祭への参加を進めます。</p>		
(3)総合的な学習の充実	86	<p>①地域の特色や文化・伝統の活用</p> <p>○小学校での体験的な学習活動を充実するため、町たんけんや町の課題解決などの学習を進めます。</p> <p>○中学校での職業に関する学習を進めるため、地域の教育力を活用し、地域企業講師による職業講演会を実施します。</p>	継続 53	教育課
(4)情報教育の充実	87	<p>①ICT環境の整備・活用</p> <p>○日常的にICTをする力を養うため、学校生活や学習においても情報活用能力を「学習の基盤となる資質・能力」に位置づけ、学校のICT環境の整備やICTを活用した学習の充実を図ります。</p>	変更 56	教育課
(5)国際理解教育の充実	88	<p>①ALTの配置による外国語教育の充実</p> <p>○生きた外国語教育を進めるため、ALT（外国語指導助手）を配置します。</p>	継続 55	教育課
	89	<p>②国際理解を深める教育の充実</p> <p>○世界各国の理解を深めるため、外国語科、外国語活動、総合的な学習の時間を通じて、※SDGsや国際理解を深める教育を充実します。</p>	継続 55	教育課
	90	<p>③国内語学研修の充実</p> <p>○語学力の向上と海外の文化に触れる機会をつくるため、中学校でのオールイングリッシュによる国内語学研修を実施します。</p>	継続 55	教育課

※SDGs：持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）のことで、国連で採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（17のゴールと169のターゲット）のこと

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
(6)福祉教育の 充実	91	①共生社会への意識の醸成 ○互いに尊重し支えあう共生社会を実現するため、障害者体験や高齢者疑似体験、長生特別支援学校との交流を実施します。	継続 57	教育課
	92	②心のバリアフリー教育の充実 ○共生社会の形成を目指し、「オリンピック・パラリンピック」の成果を無形のレガシー（伝統）として受け継ぎ、老若男女、障害の有無に関わらず相互に支え合い、認め合う心を育てる教育を推進します。	変更 —	教育課
(7)道徳教育の 充実	93	①授業力の向上 ○道徳教育を推進するため、東上総教育事務所との連携や校内研修の実施、別葉作成やノートの活用により授業力の向上に努めます。	継続 59	教育課
	94	②道徳性の醸成 ○発達段階や児童の実態に応じた道徳性を養う指導を行うため、道徳の時間及び学校教育活動全体での意識向上に努めます。	継続 59	教育課
(8)防災・安全 教育の充実	95	①避難訓練、防災訓練の実施 ○児童生徒の安全管理を進めるため、小学校、中学校での災害や不審者を想定した避難訓練、防災訓練を実施します。	継続 71、91	教育課
	96	②地震・津波への対応力の向上 ○地震や津波による災害から身体の安全の確保するため、児童生徒への「地震・津波に対する対応」を配付し、必要な知識、技能を育成します。	継続 91	教育課
(9)こどもの読 書活動の充 実	97	①児童生徒の読書活動の推進 ○児童生徒の読書活動を進めるため、学校図書支援員によるきめ細かな図書の啓発を行うとともに、学校図書室の蔵書の充実に努めます。	継続 58	教育課

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
	98	②学校支援ボランティアとの連携 ○本への興味や理解力・集中力を高めるため、小学校では学校支援ボランティアによる読み聞かせを実施します。	継続 58	教育課
(10) 男女共同参画の視点による取組の充実	99	①男女の性差の学習の推進 ○互いの思いやりや協力性を養うため、様々な学校活動や学習指導により男女の性差の学習を実施します。	継続 60	教育課
	100	②一人ひとりの個性や能力を尊重した教育の推進 ○教育活動全体を通じて、性別に捉われず、一人ひとりの個性や能力を認め合い、能力を伸長させる工夫を実施します。	継続 60	教育課
(11) 生徒指導、いじめ・自殺防止対策の推進	101	①きめ細かな指導の実施 ○児童生徒一人ひとりに寄り添う指導を行うため、生徒指導委員会によるきめ細かな生徒指導を行うとともに、学校生活アンケート、生徒会主催のいじめゼロ集会の開催を実施します。	継続 61	教育課
	102	②関係機関との連携体制の強化 ○関係機関との連携を強化するため、スクールカウンセラーやスクールサポーター等との連携によるサポート会議を開催するとともに、校長会において教育委員会との情報共有を図ります。	継続 61	教育課
(12) スクールカウンセラーの配置	103	①スクールカウンセラーの活用 ○悩みを抱える子どもやその親のケアに対応するため、千葉県教育委員会からの小学校、中学校へのスクールカウンセラーの派遣により、児童生徒、保護者、教職員の相談対応に努めます。	継続 18	教育課
	104	②情報の共有 ○児童生徒の状況について理解を深めるため、教職員等との情報交換会を実施します。	継続 18	教育課

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
(13)小児生活習慣病の予防等	105	①小児生活習慣病予防検診の実施 ○小児生活習慣病の状況を確認するため、小学4年生と中学1年生を対象に小児生活習慣病予防検診を実施します。	継続 63	教育課
	106	②保健指導の実施 ○生活習慣病を予防するため、小児生活習慣病予防検診前に生活習慣病の基礎について、事後には予防について保健指導を実施します。	継続 63	教育課
	107	③学校健診結果の利活用の推進 ○学校健診結果を利活用できるよう、実施結果のデジタル化を進めます。	新規 —	教育課
(14)口腔の健康管理	108	①歯磨き習慣の習得 ○歯磨きを習慣化できるよう、給食後の歯磨きを毎日実施します。	継続 64	教育課
		②正しい歯磨き指導の実施 ○虫歯や歯肉炎を予防するため、小学校1・3・5年生を対象に歯科衛生士による歯科指導を実施します。	継続 64	教育課
(15)学校施設・備品等の維持管理	109	①安全点検及び修繕の実施 ○学校は児童生徒等の学習・生活の場であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所となるため、各学校における毎月の安全点検を行うとともに、遊具点検など各種点検を実施し、施設の老朽化等に対応した修繕を実施します。	継続 69	教育課
	110	②スクールサポートスタッフとの連携 ○日常的な軽微な管理を行うため、スクールサポートスタッフによる草刈りや軽微な修繕を実施します。	継続 69	教育課
	111	③備品の購入・維持管理 ○学校備品や児童生徒の学習に必要な教材備品について、計画的な整備を進めます。	継続 73	教育課

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
(16) 学校運営 の充実	112	①学校運営の改善と効率化 ○学校と地域が、課題、目標やビジョンを共有しより良い教育を実現するため、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)による学校運営の改善・効率化を進めます。	変更 65、68	教育課
	113	②学校情報の提供 ○学校の取組について保護者等に周知するため、学校だよりやホームページ、安心安全メールによる情報の提供を進めます。	変更 65	教育課
(17) 部活動の 支援	114	①部活動の地域移行の推進 ○これまでの部活動の課題や地域の実情、多様なニーズを踏まえ、こどもたちがスポーツ・文化芸能活動に継続して親しめ持続可能な機会を確保するため、一宮町部活動地域移行推進協議会により検討を進めます。	変更 62	教育課
	115	②部活動指導力の向上 ○児童生徒の技術や教職員の指導力を向上するため、学校支援ボランティア、一宮町スポーツ協会との連携し、部活動指導の充実を図ります。	継続 62	教育課
(18) 保小協働 による架け 橋期の教育 の充実	116	①保育所(園)や認定こども園と小学校との連携 ○こどもの生活や学びが幼児施設から小学校へ円滑に移行できるよう、保育所(園)や認定こども園と小学校との連携によるこども同士の交流活動や教職員間の相互理解の推進を図ります。	継続 14	教育課 子育て支援課
	117	②小学校交流会の開催 ○未就学児と小学校の交流を進めるため、小学校の先生や児童と一緒に遊び、様々なことを教わる小学校交流会を開催します。	継続 14	教育課 子育て支援課

2 家庭や地域の教育力の向上

《取組内容》

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
(1) こどもの権利の普及	118	①こどもの人権についての啓発 ○こどもの人権について啓発するため、広報紙、ホームページによる情報提供を進めます。	継続 83	子育て支援課
(2) P T A 活動の促進	119	①地域・家庭・学校による一体的推進 ○地域・家庭・学校が一体となった教育の展開やより良い地域社会を創造するため、小中学校 P T A 連合会・連絡協議会への支援に努めます。	継続 78	教育課
(3) 学校体育施設の開放	120	①登録団体への施設開放 ○登録団体の活動を支援するため、小学校、中学校のグラウンド及び体育施設の開放を実施します。	継続 75	教育課
(4) 多世代による交流機会の充実	121	①保育所での世代間交流事業の実施 ○こどもと地域の高齢者との交流を進めるため、いちのみや保育所での世代間交流事業「おじいちゃん・おばあちゃんと遊ぼう」を実施します。	継続 81	子育て支援課
(5) ジュニアリーダーの養成	122	①ジュニアリーダー認定講習会の開催 ○子ども会活動を担うリーダーを育成するため、ジュニアリーダーの初級認定講習を実施します。	継続 77	教育課
(6) N P O 法人一宮町スポーツ協会活動の促進	123	①スポーツイベントの開催支援 ○NPO法人一宮町スポーツ協会が実施する「エンジョイスportsの日」や各種スポーツ大会等、こどもを含めた幅広い世代がスポーツに親しむ機会を提供し、開催を支援します。	継続 76	教育課
(7) 公民館サークル活動の促進	124	①公民館サークル活動の情報提供 ○地域コミュニティの活動を支援するため、広報紙等により公民館サークル活動の情報提供を進めます。	継続 82	教育課

基本目標 4 安全で安心な子育て環境の整備

《取組状況》

地域におけるこどもの安全を確保するため、関係各機関、各団体による地域支援ネットワーク会議を開催するとともに、パトロール活動などの防犯活動を実施しています。

車両のこどもの近くの走行を20キロ以下にする「Slow For Kids」宣言を実施するなど、こどもたちの安全性の確保に努めています。

各家庭での防災意識を啓発するとともに、SNSなどの情報モラルの向上への取組を行っています。

子育て世帯の公共施設の利用を支援するため、役場庁舎ではトイレや授乳室などを整備しています。

《今後の課題》

今後は、地域におけるこどもの安全性を確保するため、関係各機関、各団体、地域住民との連携による防犯活動、交通安全活動などを行うこどもの見守り体制について検討を進めるとともに、各家庭の防災意識の向上や有害環境対策に取り組む必要があります。

公共施設等の施設・設備については、子育て世帯が施設を安心して利用できるよう、環境改善、機能強化に取り組む必要があります。また、災害時の対応力の向上にも取り組む必要があります。

1 こどもの安全の確保

《取組内容》

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
(1)町全体での見守り体制の拡充	125	①地域支援ネットワーク会議の開催 ○町全体で見守りができる体制を強化するため、警察、消防、学校、事業所、関係各機関、各団体による地域支援ネットワーク会議を開催します。	継続 92	福祉健康課
	126	②「こども110番」のステッカーの掲示 ○事業所や家庭の協力により「こども110番」のステッカーの掲示を進めます。	継続 89	教育課
(2)防犯や事故の防止活動の推進	127	①パトロール活動の推進 ○防犯パトロールを行うため、青色防犯パトロール車を活用し進めます。	継続 88	福祉健康課
	128	②教職員によるパトロール活動 ○長期休業中のこどもの安全を確保するため、教職員による学区巡視を実施します。	継続 88	教育課
	129	③防災無線の活用 ○防災無線を活用し、小学生の下校時刻を地域住民に周知することで、見守り活動を実施します。	継続 88	教育課
(3)防犯ボランティア活動の促進	130	①学校と地域との連携 ○不審者対策を進めるため、学校と地域の連携による防犯ボランティア活動を実施します。	継続 89	教育課
	131	② <u>新たなこどもの見守り体制の構築</u> ○ <u>犯罪被害や災害などの緊急時にこどもが安全を確保できるよう、今後、地域において、こどもの見守り体制の強化を検討します。</u>	新規 -	子育て支援課
(4)自主防犯活動の促進	132	①自主防犯組織活動の促進 ○自主防犯組織によるパトロール活動を支援するため、防犯ブザーを配布します。	継続 90	総務課

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
(5)Slow For Kids宣言の普及	133	①「Slow For Kids」ステッカーの配布 ○子どもを見かけた際、20km以下の走行を促すため、「Slow For Kids」ステッカーを配布します。	継続 —	都市環境課
(6)通学路等の安全性の向上	134	①交通安全設備の整備 ○通学路の安全性を高めるため、歩道、防犯灯、防犯カメラ等の設置に努めます。	新規 —	教育課 都市環境課 総務課
(7)防災意識の向上	135	①各家庭の防災意識の向上 ○各家庭での防災意識を向上するため、避難経路の確認依頼を実施します。	継続 91	教育課 総務課
(8)有害環境対策の推進	136	①情報モラル教育の推進 ○道徳や総合的な学習時間を活用し、SNSに関するトラブル等について学習を図ります。	継続 93	教育課
	137	②学校による適切な指導 ○トラブル事案に対応するため、学校と教育委員会との情報共有を図り、適切な指導に努めます。	継続 93	教育課
	138	③情報モラル教育の実施 ○情報モラル教育を進めるため、ICT支援員との連携により進めます。	継続 93	教育課

2 公共施設等の整備

《取組内容》

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
(1)公共施設の 利便性の向 上	139	①公共施設等の整備 ○子育て世帯等の外出時の利便性を高めるため、トイレや授乳室など、子育て世帯等に配慮した公共施設の整備に努めます。	継続 87	総務課 教育課
(2)災害時等の 備蓄の充実	140	①乳児や医療的ケア児に対応した備蓄品の確保 ○乳児や医療的ケア児の備蓄品のニーズに対応するため、授乳や液体ミルクなど母子に必要な物資、医療処置品やバッテリーなど医療的ケア児に必要な物資の備蓄に努めます。	新規 —	総務課
(3)指定避難所 の整備	141	①避難者の特性に対応した避難所の整備 ○乳幼児、妊産婦、発達障害児、医療的ケア児等の特性に配慮できるよう、指定避難所の施設・設備の整備に努めます。	新規 —	総務課

基本目標5 家庭に対するきめ細やかな支援の充実

《取組状況》

妊娠期から子育て世帯を包括的に支援するため、令和8年度までに子育て支援課内に「こども家庭センター」を設置し、子育て世帯及び妊産婦、※ヤングケアラー等の相談支援を実施する予定です。

児童への虐待を防止するため、各種の訪問活動、健診事業、相談事業により、予防と早期発見に努めているとともに、「一宮町家庭等における虐待防止連絡協議会」により事例への対応にあたっています。

ひとり親家庭への支援として、就業に関する情報、児童扶養手当、医療費等の助成、貸付事業の情報を提供し利用を支援しています。

障害児等への支援として、児童発達支援センター（つくも幼児教室：睦沢町）、療育支援コーディネーター（中核地域生活支援センターひなた：茂原市）との連携により、療育や発達の支援、障害児福祉サービス等の利用を支援しています。

こどもの貧困対策として、生活困窮世帯に支援制度の情報を提供するとともに、相談支援を行っています。

外国につながるこどもへの支援として、こどもの教育・保育施設の利用及び就学の手続きを支援しています。

《今後の課題》

今後は、こども家庭支援センターを中心として、支援を要する子育て世帯に切れ目のなく包括的に支援する体制を構築するとともに、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応やひとり親家庭、障害児等がいる世帯、生活困窮世帯、外国人のこどもの世帯などへの支援に取り組む必要があります。

※ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のこと。

1 子育て家庭の包括的な支援

《取組内容》

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
(1)こども家庭センター活動の推進	142	①こども家庭センターの設置 ○妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行うため、子ども家庭支援員、保健師等による児童及び妊産婦（多胎妊婦、若年妊婦など）の相談支援、サポートプランの作成、保健指導、健康診査、関係機関、団体等との連絡調整を実施します。 (令和8年度までに設置予定)	新規 —	こども家庭センター 子育て支援課 福祉健康課
(2)ヤングケアラーへの支援	143	①対象児童生徒の把握・支援 ○ヤングケアラーの状況にある児童生徒を把握するため、こども家庭センター及び小学校、中学校、民生委員児童委員、関係各課との連携を図るとともに、支援ニーズに対応したサービスの提供に努めます。	新規 —	子育て支援課

2 児童虐待防止対策の強化

《取組内容》

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
(1)虐待の発生予防	144	①虐待予防に向けた相談支援 ○出産後の状況を把握するため、新生児訪問、乳幼児健診、育児相談を実施するとともに、一時保育等による相談事業により虐待の発生予防に努めます。	継続 94	福祉健康課 子育て支援課
(2)虐待の早期発見・早期対応	145	①関係機関との連携による早期発見・対応 ○虐待を早期に発見し対応するため、健康観察での情報、乳幼児健診未受診者及び未就園児等の調査、保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校、民生委員児童委員、関係機関との連携により、状況の把握に努めます。	継続 95	福祉健康課 子育て支援課

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
	146	②児童相談所虐待対応ダイヤル(189)の普及 ○虐待の相談や子どもや保護者のSOSをいち早く伝達できるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル(189)の周知に努めます。	継続 —	福祉健康課 子育て支援課
(3)関係機関との連携強化	147	①一宮町家庭等における虐待防止連絡協議会による対応 ○虐待事例に対応するため、関係機関、団体による「一宮町家庭等における虐待防止連絡協議会」において対応方策の検討を行います。	継続 96	子育て支援課

3 ひとり親家庭の自立支援

《取組内容》

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
(1)就業への支援	148	①各種制度の情報提供 ○就業の機会についての情報を周知するため、役場窓口での各種制度のパンフレット等による情報の提供に努めます。	継続 98、99	子育て支援課
(2)児童扶養手当の支給	149	①児童扶養手当制度の周知、支給 ○児童扶養手当制度の周知を進めるとともに、受給への支援に努めます。	継続 100	子育て支援課
(3)医療費等の助成	150	①ひとり親家庭医療費等助成事業の受給券の発行 ○ひとり親家庭等の医療費助成の利便性を向上するため、ひとり親家庭医療費等助成事業の受給券の発行を進めます。	継続 102	子育て支援課
(4)母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	151	①貸付制度の情報提供 ○母子・父子・寡婦福祉資金の貸付制度について情報を提供するため、窓口での各種制度のパンフレット等による情報の提供、相談支援に努めます。	継続 101	子育て支援課

4 障害児等施策の推進

《取組内容》

取組	事業番号	内容	区分／第2期事業番号	担当課等
(1)発達への支援	152	①療育の支援 ○発達障害児（自閉症等）の療育を進めるため、児童発達支援センター（つくも幼児教室：睦沢町）との連携により支援に努めます。	継続 103、 105	福祉健康課
	153	②福祉サービスの利用支援 ○本人らしく地域での生活を継続するために必要な福祉サービスを利用できるよう、療育支援コーディネーター（中核地域生活支援センターひなた：茂原市）を中心に関係機関との連絡調整に努めます。	継続 —	健康福祉課
(2)障害児福祉サービス等の推進	154	①障害児福祉サービスの提供 ○障害児等の状況に応じた支援を進めるため、障害児福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援、計画相談支援）の提供に努めます。	継続 104、 106	福祉健康課
	155	②身体障害児補装具給付事業の実施 ○補装具費支給制度の周知を進めるとともに、身体障害児の状況に応じた利用支援に努めます。	継続 107	福祉健康課
	156	③重度障害児日常生活用具給付事業の実施 ○日常生活用具給付事業の周知を進めるとともに、重度障害児の状況に応じた利用支援に努めます。	継続 108	福祉健康課
(3)重症心身障害児や医療的ケア児への支援	156	①療育支援コーディネーターによる支援 ○重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で支援が受けられるよう、療育支援コーディネーター（中核地域生活支援センターひなた：茂原市）による総合的かつ包括的な支援に努めます。	継続 111	福祉健康課
(4)特別児童扶養手当の支給	157	①特別児童扶養手当の周知、受給支援 ○特別児童扶養手当について周知し、受給の支援に努めます。	継続 106	福祉健康課

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
(5)特別支援教育の推進	158	①一宮町教育支援委員会の開催 ○特別支援教育を推進するため、一宮町教育支援委員会を開催し、関係機関との連携を図ります。	変更 109	教育課
	159	②一人ひとりを大切にした教育の展開 ○一人ひとりの状況に応じた教育を展開するため、特別な支援を必要とする児童生徒の把握に努めるとともに保護者への支援を行います。	変更 109	教育課
	160	③学習効果や学校生活への適応力の向上 ○教育的支援を要する児童生徒に対応するため、特別支援教育支援員を配置するとともに、個別の教育支援計画を作成し、学習効果や学校生活への適応力の向上に努めます。	変更 109	教育課

5 こどもの貧困対策の推進

《取組内容》

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
(1)生活困窮世帯への相談支援	161	①支援制度の情報提供 ○こどもや親が心理的、社会的に孤立し困難な状況に陥らないよう、役場窓口で支援制度の情報を提供するとともに、相談支援に努めます。	継続 112	子育て支援課

6 外国につながるこどもへの支援・配慮

《取組内容》

取組	事業番号	内容	区分/ 第2期 事業番号	担当課等
(1)手続きの支援	162	①事務手続きの支援 ○円滑な事務手続きを支援するため、通訳のできる職員の協力や翻訳アプリにより、外国人のこどもの教育・保育施設の利用及び就学の手続きの支援に努めます。	継続 114	子育て支援課

第5章 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業

1 基本的考え方

(1) 教育・保育提供区域

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の各事業の提供区域は、こどもの人数や地理的状况から、第2期計画と同様に町全体の1区域として設定します。

(2) 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の設定

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」は、国による「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」を基に、人口推計結果及び令和5年度に実施したニーズ調査結果等から設定しました。

2 教育・保育事業の「量の見込み」及び「確保方策」

幼児期の教育・保育事業の各年度の「量の見込み」及び「確保方策」を次のように設定します。

【見込み量の区分】

1号認定	3歳児以上（教育のみ：認定こども園、幼稚園等を利用）
2号認定	3歳児以上（保育の必要性あり：幼稚園等の利用を希望）
2号認定	3歳児以上（保育の必要性あり：保育所（園）、認定こども園、認可外保育施設等を利用）
3号認定	0歳～2歳児（保育の必要性あり：保育所（園）を利用）

認定こども園（幼稚園）短時間保育児童

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	23	23	21	19	20
1号認定3歳児以上 （幼稚園希望）	2	2	2	2	2
2号認定3歳児以上 （幼稚園の利用希望が強い）	21	21	19	17	18
②確保方策	37	37	37	37	37
認定こども園	35	35	35	35	35
町内	35	35	35	35	35
町外	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	2	2	2	2	2
町内	—	—	—	—	—
町外	2	2	2	2	2
差（②－①）	14	14	16	18	17

保育所（園）・認定こども園長時間保育児童

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	362	370	360	342	347
2号認定3歳児以上 (保育所等利用希望者)	213	210	191	175	184
3号認定0歳児	35	35	34	34	32
3号認定1歳児	56	66	66	64	64
3号認定2歳児	58	59	69	69	67
②確保方策	380	380	380	380	380
2号認定3歳児以上 (保育所等利用希望者)	247	247	247	247	247
町内	247	247	247	247	247
町外	0	0	0	0	0
3号認定0歳児	25	25	25	25	25
町内	25	25	25	25	25
町外	0	0	0	0	0
3号認定1歳児	46	46	46	46	46
町内	46	46	46	46	46
町外	0	0	0	0	0
3号認定2歳児	62	62	62	62	62
町内	62	62	62	62	62
町外	0	0	0	0	0
差(②-①)	18	10	20	38	33

3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

(1) 利用者支援事業（妊婦等包括支援事業）

利用者支援事業は、子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

一宮町では、令和8年度までに子育て支援課内に設置する「子ども家庭センター」において実施します。

また、妊婦等の状況を把握し、情報の提供や相談等を行う妊婦等包括支援事業も「子ども家庭センター」において実施します。

利用者支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」 単位：か所

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

妊産等包括支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」 単位：回

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	75	75	75	75	75
確保方策	150	150	150	150	150

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業（延長保育事業）は、認定子ども園、保育所（園）等で、保育認定を受けた子どもについて通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を実施する事業です。

一宮町では町内3園で実施しており、今後も利用者のニーズの把握に努め、保育サービスの提供時間の拡大について検討します。

時間外保育事業（延長保育事業）の「量の見込み」及び「確保方策」 単位：人／月

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	32	32	31	30	30
確保方策	32	32	31	30	30

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育わんぱくクラブ）

放課後児童健全育成事業（学童保育わんぱくクラブ）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を確保し、健全な育成を図る事業です。

一宮町では、令和6年7月から民間委託により一宮小学校、東浪見小学校で実施しており、利用児童数の増加に応じて実施か所数（定員数）を増加し対応しており、今後も利用者ニーズの把握に努め、利用時間の拡大などについて検討します。

放課後児童健全育成事業の「量の見込み」及び「確保方策」

単位：人／日

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	215	198	192	192	179
1年生	58	43	55	58	39
2年生	56	50	37	47	50
3年生	50	58	51	38	48
4年生	25	22	25	23	17
5年生	16	17	15	18	16
6年生	10	8	9	8	9
確保方策	215	198	192	192	179

注) 令和6年8月1日現在の利用実績により推計

(4) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等への入所（保護者と共に利用可能）により、必要な保護を行う事業です。

一宮町では、令和6年度末現在、本事業は未実施であるため、今後の利用ニーズの把握に努め、実施を検討します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

一宮町では、福祉健康課保健師の訪問により、全数の把握を実施します。

乳児家庭全戸訪問事業の「量の見込み」及び「確保方策」 単位：人／年

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		61	61	60	59	57
確保 方策	実施 体制	福祉健康課保健師による訪問				

注) 量の見込みは、0歳児の人口推計

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。なお、新たに、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」も含まれます。

また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業です。

一宮町では、要保護児童対策地域協議会の連携による支援に努めるとともに、各事業の対象となる世帯・児童生徒の把握に努め、支援体制の確保を図ります。

①養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保するものです。

②子育て世帯訪問支援事業

子育て世帯訪問支援事業は、要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助（調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言）等を行うものです。

③児童育成支援拠点事業

児童育成支援拠点事業は、養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談（居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整）等を行うものです。

④親子関係形成支援事業

親子関係形成支援事業は、要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援（講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等）を行うものです。

（7）地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

一宮町では、町内の3施設（愛光保育園、東浪見こども園、一宮どろんこ保育園）で実施しており、保護者の孤立を防止するため、保育園の園庭開放、見学会の定期的開催を実施します。

地域子育て支援拠点事業の「量の見込み」及び「確保方策」

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人回/年)	2,400	2,556	2,676	2,640	2,580
確保方策 (か所)	3	3	3	3	3

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所（園）で一時的に預かる事業です。

一宮町では、町内4施設（いちのみや保育所、愛光保育園、東浪見こども園、一宮どろんこ保育園）で実施しており、レスパイト（休息・息抜き）利用なども含め実施します。

一時預かり事業の「量の見込み」及び「確保方策」 単位：人日／年

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,472	2,446	2,259	2,078	2,168
2号認定 定期利用	2,034	2,001	1,826	1,668	1,752
上記以外	438	445	433	410	416
確保方策	2,472	2,446	2,259	2,078	2,168

(9) 病児保育事業

病児保育事業は、病児を病院等の専用スペースなどで、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

一宮町内には実施施設がないため、町外の2施設（白子町：酒井医院、いすみ市：外房こどもクリニック）により実施します。

病児保育事業の「量の見込み」及び「確保方策」

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日／年)	150	150	150	150	150
確保方策 (か所)	2	2	2	2	2

注)「量の見込み」は、近年の利用実績により設定

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）は、乳幼児や小学生等の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

一宮町では、令和6年度末現在、本事業は未実施であるため、今後の利用ニーズを把握し、実施体制の検討に努めます。

(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、妊婦の健康の保持・増進のため、妊婦健康診査（健康状態の把握、検査計測、保健指導）、医学的検査を実施し、一人当たり14回の健診費用を助成するものです。

一宮町では、医療機関に委託し、県内統一項目により随時実施します。

妊婦に対して健康診査を実施する事業の「量の見込み」及び「確保方策」

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日/年)		854	854	840	826	798
確保 方 策	実施場所	医療機関				
	実施体制	委託				
	検査項目	県内統一項目				
	実施時期	随時				

注)「量の見込み」は、推計0歳児に1人あたり利用回数14回を乗じて算出

(12) 産後ケア事業

産後ケア事業は、退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートなどきめ細かい支援を実施するもので、宿泊型（病院の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施）、デイサービス型（個別に支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施）、アウトリーチ型（実施担当者が利用者の自宅に赴き実施）があります。

一宮町では、宿泊型及びデイサービス型を育生医院（茂原市）、作永産婦人科（茂原市）、アウトリーチ型をhahatoco母乳育児相談室いのうえ助産院（茂原市）、ハッピーマンマ羽鳥助産院（睦沢町）などにより実施しています。

産後ケア事業の「量の見込み」及び「確保方策」

単位：人日/年

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ人数)	71	72	73	74	75
確保方策 (延べ人数)	71	72	73	74	75

(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、保育所（園）、認定こども園において、0歳6か月から満3歳未満で教育・保育給付を受けていないこどもを対象に、適切な遊びや生活の場を提供するもので、こどもや保護者の状況を把握し、子育てに関する情報や助言等を実施するものです。月に一定時間利用することができます。

一宮町では、今後の利用ニーズの動向により、実施体制の確保に努めます。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

一宮町では、第3子目以降の副食費（おかず・おやつ等）の費用の補助を実施します。

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進する事業

多様な主体が本制度に参入することを促進する事業は、多様な事業者の新規参入を支援する事業です。

一宮町では、放課後児童健全育成事業（学童保育わんぱくクラブ）を民間委託により実施します。

第6章 成育医療に関する指標

成育医療に関する令和11年度の目標値を次のように設定し、各事業を推進します。

1 乳幼児健康診査問診票による指標

乳幼児健康診査問診票の回答による把握指標（福祉健康課）

区分		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
妊婦の喫煙率		6.1%	0%	国 現状値 R3年度 1.9% 目標値 R6年度 0%
パートナーの喫煙率		38.8%	減少	国 現状値 設定なし 目標値 設定なし
保護者がこどもの仕上げみがきをしている割合		98.2%	100%	国 現状値 設定なし 目標値 設定なし
乳幼児期に体罰や暴言、 ネグレクト等によらない 子育てをしている親 の割合	3・4か月児	98.0%	現状維持	国 現状値 R3年度 94.7% 目標値 R6年度 95.0%
	1歳6か月児	89.5%	現状維持	国 現状値 R3年度 85.1% 目標値 R6年度 85.0%
	3歳児	82.0%	現状維持	国 現状値 R3年度 70.0% 目標値 R6年度 70.0%
育てにくさを感じたときに対処できる 親の割合（3・4か月児、1歳6か月児、 3歳児の平均）		87.5%	90.0%	国 現状値 R3年度 80.9% 目標値 R6年度 90.0%
地域で子育てをしたいと思う割合 （3・4か月児、1歳6か月児、3歳児の平均）		90.5%	95.3%	国 現状値 R3年度 95.3% 目標値 R6年度 現状維持
ゆったりとした気分でこ どもと過ごせる時間があ る保護者の割合	3・4か月児	89.8%	92.0%	国 現状値 R3年度 89.3% 目標値 R6年度 92%
	1歳6か月児	77.2%	85.0%	国 現状値 R3年度 81.0% 目標値 R6年度 85%
	3歳児	72.6%	75.0%	国 現状値 R3年度 75.7% 目標値 R6年度 75%

注) 分母に無回答は含まない

2 産後の支援に関する指標

産後1か月時点の産後うつのハイリスク者（EPDSが9点以上）の状況（福祉健康課）

区分	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
産後1か月時点の産後うつのハイリスク者（EPDSが9点以上）の割合	5.7%	減少	国 現状値 R3年度 9.7% 目標値 R6年度 減少
産後ケア事業利用率	11.3%	増加	国 現状値 R3年度 6.1% 目標値 R6年度 増加

注) EPDS：エジンバラ産後うつ病自己評価票（Edinburgh Postnatal Depression Scale）は、産後うつ病のスクリーニングを行うためのスケール

第7章 計画の推進

1 こどもの育ちと子育てを応援する意識の共有

こどもの健やかな成長と保護者の子育てを応援するまちにしていくためには、行政サービスだけではなく、子育て家庭、地域、事業所などの人々が調和し「こどもを共に育てている」という意識を共有することが必要です。

こどもの成長や保護者の子育てを温かく見守る意識を町全体で共有するため、さまざまな機会を通じて本計画の周知を図ります。

2 推進体制

本計画の多くの事業は、福祉、保健、医療、教育、生活環境など幅広い分野にわたるため、関係各課、関係機関、団体、事業所等と連携しながら、「一宮町子ども・子育て会議」において子育て関連の取組を検討し、全町的に総合的かつ効果的な推進を図ります。

3 進行管理

本計画の施策・事業について、P D C A（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善）の考え方により、毎年度の進捗状況を把握・評価し「一宮町子ども・子育て会議」への報告・検討を行うとともに、町ホームページ等により公表します。

資料編

1 一宮町子ども・子育て会議条例

(略)

2 一宮町子ども・子育て会議委員名簿

(略)

3 策定経過

(略)